

全国健康保険協会業績評価シート (令和 5 年度)

Ⅱ. 船員保険

目次

1. 基盤的保険者機能関係

(1) 正確かつ迅速な業務の実施	6
(2) 適正な保険給付の確保	8
(3) 効果的なレセプト点検の推進	10
(4) 返納金債権の発生防止の取組の強化	12
(5) 債権回収業務の推進	15
(6) 制度の利用促進	18
(7) 福祉事業の効果的な実施	21
(8) サービス向上のための取組	24
(9) 健全な財政運営の確保	26

2. 戦略的保険者機能関係

(1) i) 特定健康診査等の推進	30
ii) 特定保健指導の実施率の向上	38
iii) 加入者の健康意識向上に対する支援	41
iv) 加入者の禁煙に対する支援	44
v) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援	46
vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進	50
(2) ジェネリック医薬品の使用促進	56
(3) 情報提供・広報の充実	59
(4) 調査・研究の推進	64

令和5年度 業績評価自己評価一覧表

Ⅱ. 船員保険 1. 基盤的保険者機能関係

令和5年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和5年度自己評価	令和4年度自己評価	令和4年度最終評価
①正確かつ迅速な業務の実施		高	定性	A	B	B
②適正な保険給付の確保			定量	C	B	B
③効果的なレセプト点検の推進			定量	A	A	A
④返納金債権の発生防止の取組の強化		高※	定量	B	B	B
⑤債権回収業務の推進		高	定量	B	B	B
⑥制度の利用促進			定量	B	B	C
⑦福祉事業の効果的な実施	高		定性	B	B	B
⑧サービス向上のための取組			定量	B	B	B
⑨健全な財政運営の確保	高		定性	B	B	B

※「④返納金債権の発生防止の取組の強化」における困難度については、全国健康保険協会の令和5年度業務実績に関する評価の基準（1）⑤に基づき、追加で設定したもの

Ⅱ. 船員保険 2. 戦略的保険者機能関係

令和5年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和5年度自己評価	令和4年度自己評価	令和4年度最終評価
① i) 特定健康診査等の推進	高	高	定量	B	B	C
① ii) 特定保健指導の実施率の向上	高	高	定量	B	B	C
① iii) 加入者の健康意識向上に対する支援			定性	B	B	B
① iv) 加入者の禁煙に対する支援	高		定量	B	B	B
① v) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援			定性	B	B	B
① vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進	高	高	定量	S	S	A
②ジェネリック医薬品の使用促進	高	高	定量	A	A	A
③情報提供・広報の充実		高※	定量	B	B	B
④調査・研究の推進		高※	定性	S	B	B

※「③情報提供・広報の充実」、「④調査・研究の推進」における困難度については、全国健康保険協会の令和5年度業務実績に関する評価の基準（1）⑤に基づき、追加で設定したもの

【評価方法】

※定量評価の判定基準は、S ・ A ・ B ・ C ・ D の 5 段階評価

【判定基準】

- 「S」：令和 5 年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（対計画値 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値 100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
- 「A」：令和 5 年度計画を上回る成果が得られていると認められる（対計画値 120%以上、又は、対計画値 100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合）。
- 「B」：令和 5 年度計画を達成していると認められる（対計画値 100%以上、又は、対計画値 80%以上 100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合）。
- 「C」：令和 5 年度計画を下回っており、改善を要する（対計画値 80%以上 100%未満、又は対計画値 80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合）。
- 「D」：令和 5 年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（対計画値 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合）。

※定性評価の判定基準は、S ・ A ・ B ・ C ・ D の 5 段階評価

【判定基準】

- 「S」：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。
- 「A」：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
- 「B」：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く）。
- 「C」：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く）。
- 「D」：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

1. 基盤的保険者機能関係

(1) 正確かつ迅速な業務の実施

【事業計画】

- ・ サービススタンダード（職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ 100%の達成を目標に着実に実施する。
- ・ 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに実施する。（情報取得から送付までの平均日数：3 営業日以内）
- ・ 職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの 100%達成に努めている。一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要がある、サービススタンダードの 100%を達成することは、困難度が高い。

【自己評価】

令和 5 年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和 5 年度自己評価	令和 4 年度最終評価
①正確かつ迅速な業務の実施		高	定性	A	B

【自己評価の理由】

- サービススタンダード及び保険証の交付の状況については、2 項目を達成した。
 - ・ サービススタンダードの達成状況 : 100%（達成）
 - ・ 保険証の 3 営業日以内の発行 : 100%（達成）
- 給付の申請内容に疑義が生じた場合に、被保険者本人への照会や船員保険部の審査医師に対する相談などを行い、職務外の事由による傷病手当金等の給付を正確かつ迅速に実施した。職員数に限りがある中で、2026（令和 8）年 1 月のシステム刷新や保険証廃止等に関する新規業務が発生したが、事務処理体制や事務処理方法を適宜見直し、サービススタンダードの達成率を 100%とした。

加えて、厚生労働省からのデータ提供を基に、職務上の事由による休業手当金の給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、特別支給

金などの支払いを正確かつ迅速に実施した。

- また、2022（令和 4）年度業績評価の指摘事項も踏まえ、迅速かつ適切に業務を行うために、支給額計算処理ツールの見直しを行うなど、誤りの防止策を実施している。
- 以上により、困難度を高く設定した目標について、令和 8 年 1 月のシステム刷新や保険証廃止等に関する新規業務が発生したが、限られた職員数において、①サービススタンダードの 100%を継続したうえで、迅速な給付を実施し、②保険証の 3 営業日以内の交付についても平均所要日数は 2.00 日となり、達成率も 100%を達成、③その他事業計画に記載の事項についても着実に実施したことから、正確かつ迅速な業務の実施について目標水準は満たしているとして、自己評価は「A」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P16）

＜サービススタンダードの達成＞

職務外給付の支払いまでに要する日数及び保険証の交付に要する日数について、サービススタンダード（所要日数の目標）を設けています。

職務外給付のサービススタンダードについては、申請書の受付から振り込みまでの期間を 10 営業日以内としています。年度を通じた達成率は 100%であり、平均所要日数は 6.21 日でした。

＜保険証の速やかな交付＞

保険証発行のサービススタンダードについては、船員保険部に必要な情報が届いてから送付までの期間を 3 営業日以内としています。年度を通じた達成率は 100%であり、平均所要日数は 2.00 日でした。

＜職務上の事由による休業手当金等に関する適切な審査の実施＞

職務上の事由による休業手当金及び年金給付等の審査に当たっては、その円滑な支給を行うため、厚生労働省から、毎月、労災保険の支給状況の提供を受けているところですが、より確実な給付内容を把握するため、労働基準監督署へ情報提供を求めるなどの照会を行いました。2023（令和 5）年度については、休業手当金 123 件、障害・遺族の年金給付等について 49 件の照会を行いました。支給件数は休業手当金が 984 件、障害・遺族等が 93 件でした。

(2) 適正な保険給付の確保

【事業計画】

- ・ 柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。
- ・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正の疑いのある事案については、実地調査を実施する。

【自己評価】

令和 5 年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和 5 年度自己評価	令和 4 年度最終評価
②適正な保険給付の確保			定量	C	B

【KPI 実績】

KPI	KPI 数値	結果	対計画値
柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 10 日以上 of 施術の申請の割合について、前年度と 1.8% のいずれか低い値以下とする	1.71%	1.89%	90.5%

【自己評価の理由】

- 2022（令和 4）年度業績評価の指摘事項も踏まえ、多部位かつ頻回の施術や長期受診の申請に対する文書照会や広報を実施したものの、目標数値達成には至らなかった。
- なお、船員保険においては、「施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上」の割合が 0.58%（2023（令和 5）年度）と低い数値であるため、文書照会に関し厚生労働省が頻回傾向として例示している「1 月当たり 10～15 回以上」を参考とし、より厳しい基準を KPI としている。
- 以上、達成状況を判定基準に照らし合わせ、自己評価は「C」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P16～P17）

<柔道整復施術療養費の照会業務の実施>

2023（令和 5）年度は、多部位かつ頻回の施術の傾向を分析し、文書照会の対象とする部位数や日数を見直しながら 803 件の照会を行い、2024（令和 6）年 3 月末時点で 394 件の回答があり、回答率は 49.1%でした。

また、文書照会の対象者には柔道整復師へのかかり方をマンガ形式で説明したチラシを配付する等、分かりやすい広報を行い適正受診の促進に努めました。

このような取組を行いましたが、柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所3部位以上、かつ月10日以上 of 施術の申請割合は、2022（令和4）年度を0.18%ポイント上回る1.89%となり、KPI（1.71%以下）を達成できませんでした。

なお、申請総件数は29,080件で2022年度と比べて1,112件増加し、支払総額は約111百万円で2022年度と比べて約4百万円増加しました。

＜職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化＞

職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、適用（制度への加入や報酬等）に関して不正が疑われる案件については、選定基準を設けて日本年金機構への照会や船舶所有者への立入調査を行うこととしていますが、2024年度においては調査を必要とする申請はありませんでした。

(3) 効果的なレセプト点検の推進

【事業計画】

- ・ レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の進捗状況を踏まえ、レセプトの分析を通じて今後のレセプト点検委託のあり方を検討する。

【自己評価】

令和5年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和5年度自己評価	令和4年度最終評価
③効果的なレセプト点検の推進			定量	A	A

【KPI実績】

KPI	KPI 数値	結果	対計画値
被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を過去3年度の平均値以上とする (※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額＝(レセプト点検により査定(減額)した額－レセプト内容点検の外部委託に要した額)÷被保険者数	159 円	226.8 円	142.7%

【自己評価の理由】

- 2023（令和5）年度についても外部事業者が査定額向上に積極的に取り組むよう査定率に応じた委託費を支払う契約とした。
- また、2022（令和4）年度業績評価の指摘事項も踏まえ、内容点検にあたって外部事業者と協議を行い、支払基金がチェックできていない事例を把握し、重点的に点検するとともに、両者が合意した査定額を目標として設定したうえで計画的に点検を行い、目標を達成しなかった月については状況をヒアリングし、査定額が向上するよう点検方法を工夫した。
- 以上、達成状況を判定基準に照らし合わせ、自己評価は「A」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P17～P19）

＜外部委託による効果的なレセプト点検の推進＞

2023（令和 5）年度についても外部事業者が内容点検査定額¹向上に積極的に取り組むよう査定率²に応じた委託費を支払う契約としました。また、点検に当たっては外部事業者と協議を行い、両者が合意した内容点検査定額を目標額として設定し、計画的に点検を行うよう取組を行いました。目標を達成しなかった月については外部事業者へ状況をヒアリングし、内容点検査定額が向上するよう点検方法を工夫しました。

このような取組の結果、船員保険部による内容点検査定額は、2023 年度は 2022（令和 4）年度を約 528 万円上回る約 2,077 万円、査定率は 0.111%（2022 年度より 0.029%ポイント増）、被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額は 226.8 円（2022 年度は 176.3 円）と K P I（159 円以上）を大きく上回りました。

＜支払基金改革の進捗を踏まえたレセプト内容点検委託の検討＞

支払基金では 2021（令和 3）年 9 月審査分から AI によるレセプトの振り分けを始めていますが、支払基金の審査において振り分けられた、「判断の明らかなレセプト³」「目視対象レセプト⁴」「目視対象外レセプト⁵」別に再審査請求結果を分析したところ、「目視対象外レセプト」についても査定につながる事例があることがわかっています。そのため、「目視対象レセプト」の点検のみならず、「目視対象外レセプト」に関しても支払基金がチェックできていない事例を把握し重点的に点検する等、より効率的なものとなるよう検討してきました。

今後は、再審査請求における「原審どおり（支払基金の審査どおり）」の割合を減少させるため、精度の高いレセプト点検についても、検討を行っていきます。

¹ 内容点検査定額とは、船員保険部のレセプト点検を経て支払基金へ再審査請求が行われたレセプトのうち、支払基金での査定が確定した金額を集計したものであり、支払基金における一次審査分は含みません。

² 査定率は、査定額÷船員保険の医療費総額により算出しています。

³ 「判断の明らかなレセプト」とは、医学的判断を必要としない基本診療料等（再診料と処方箋料だけで構成等）の組合せからなるレセプトのことです。

⁴ 「目視対象レセプト」とは、入院レセプト、コンピュータチェックにより抽出されたレセプト、支払基金 A I により目視対象として振り分けられたレセプト等のことです。

⁵ 「目視対象外レセプト」とは、支払基金 A I により振り分けられ人の目を経ずに審査が終了するレセプトのことです。

(4) 返納金債権の発生防止の取組の強化

【事業計画】

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行うとともに、船舶所有者に保険証の早期回収の重要性についての周知を図る。
- ・ 被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、被扶養者資格の再確認を的確に行う。

【自己評価】

令和 5 年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和 5 年度自己評価	令和 4 年度最終評価
④返納金債権の発生防止の取組の強化		高※	定量	B	B

※困難度については、全国健康保険協会の令和 5 年度業務実績に関する評価の基準（１）⑤に基づき、追加で設定

【KPI 実績】

KPI	KPI 数値	結果	対計画値
日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	89.0%	87.1%	97.9%
被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率（調査対象者ベース）について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	93.1%	92.0%	98.8%

【自己評価の理由】

【困難度：高（追加）】

従来は、日次で日本年金機構本部から提供される資格喪失届（保険証の回収情報を含む）の PDF データに基づき保険証の回収登録を実施していたが、2024（令和 6）年 1 月の日本年金機構のシステム改修に伴い、提供されるデータが「船員保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」に変更され、この通知書では保険証の回収情報が確認できなくなった。このことにより、年金事務所から協会が現物の保険証を受領後に回収登録を実施するという運用へ変更することとなった。

運用変更直後については、送付されてくる保険証の現物を受領するまで時間を要するケースがあり、資格喪失後 1 か月以内の回収率が 70% 台まで一時的に低下した。（日本年金機構に対し、回収した保険証を早期に提供するよう要請した結果、3 か月程度で回収率は回復した。）

このように、2023（令和 5）年度においては、業務フローの大幅な変更に伴う一時的な保険証回収登録作業の遅れにより業務指標の悪化が見られたことから、困難度が高い。

- 被保険者や被扶養者の資格を喪失した際は保険証の返却がない方に対して、資格喪失日以降 2 週間以内に返納催告を行い、資格後受診による返納金債権の発生防止に努めた。
- 保険証回収の重要性について、関係団体向けの広報誌や関係団体の機関誌、ホームページ等を通じて周知した。
- 2024 年 1 月の運用変更に伴い、各年金事務所から保険証を受領後、回収登録を実施した。
- 以上により、外部要因によるプロセスの大幅な変更に伴う業務指標の一時的な悪化が見られるなか、KPI はわずかに達成できなかったものの、①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率の対計画値が 97.9%、②被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率の対計画値が 98.8%と概ね目標を達成できており、困難度が高いことから自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P19～P20）

<保険証回収の強化>

資格喪失後の受診を発生させないよう、無効となった保険証の早期かつ確実な回収を図るため、被保険者や被扶養者の資格を喪失した際は保険証を返却されていない方に対して、資格喪失日以降 2 週間以内に返納催告を行いました。また、保険証回収の重要性について、船員保険通信や関係団体の機関誌、ホームページ等を通じて周知しました。

このような取組を行いました。2023（令和 5）年度中に資格喪失した方の資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率は 87.1%と、K P I（同回収率 89.0%以上）を達成できませんでした。

保険証の返納催告は、日本年金機構においても資格喪失処理日の 2 週間以内に船舶所有者に対して実施していますが、資格喪失届の受付窓口が日本年金機構であることから、引き続き連携を図りながら、早期回収に努めていきます。

<被扶養者資格の再確認>

被扶養者の資格喪失の届出が提出されていない場合、資格がない方に対しても保険給付が行われるおそれがあるため、3,125 の船舶所有者に対し、被扶養者資格の再確認を実施しました。2023 年度はマイナンバーの誤登録問題に配慮し、2020 年度より実施してきたマイナンバーを活用した収入状況等の事前確認を行わず、対象者を拡大して実施しました（対象者数：25,767 人）。

船舶所有者あてに送付する再確認対象者のリスト及びパンフレットについては、確認方法や記入漏れの多い箇所を明確に記載し、船舶所有者の事務負担を軽減することで提出促進を図りました。また、コールセンターを設置することで、船舶所有者からの問い合わせ

に対する速やかな回答を行うこととし、提出期限までに確認書の提出がない船舶所有者に対しては、外部委託事業者による電話勧奨を実施しました。

このような取組を行いましたが、提出率は 92.0% となり、K P I（船舶所有者からの確認書の提出の過去 3 年度の平均値 93.1% 以上）を達成できませんでしたが、未提出の船舶所有者に対しては翌年度も引き続き提出を促していきます。

なお、この被扶養者資格の再確認により船舶所有者の事務担当者が改めて対象者の収入額を確認する契機となり、被扶養者の資格を満たさないと判明した被扶養者数は 1,952 人となりました。

これにより、図表 3-4 の加入者 1 人当たりの医療給付費をもとに計算した場合、年間約 332 百万円の無資格受診等が発生するリスクを未然に防止することができました。

(5) 債権回収業務の推進

【事業計画】

- 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等について、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実に回収する。

【困難度：高】

レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

【自己評価】

令和5年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和5年度自己評価	令和4年度最終評価
⑤債権回収業務の推進		高	定量	B	B

【KPI実績】

KPI	KPI 数値	結果	対計画値
現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	77.1%	87.6%	113.6%
過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	16.0%	13.7%	85.6%

【自己評価の理由】

- 納付書が見過ごされないよう、債権回収用として色・大きさの異なる2種類（オレンジ色・定形外又は赤色・長3）の封筒を活用した。
- 10万円以上の債務者や分割納付での支払いが滞っている債務者に対して、文書での催告に加えて電話による催告を実施した。
- また、2022（令和4）年度業績評価の指摘事項も踏まえ、特に高額な債務者に対して支払

督促を4名実施した。(債権総額 16,610,139 円)を実施した。

- 以上により、KPI の達成状況を判定基準に照らし合わせた場合、①現年度の返納金債権の回収率は「B」、②過年度の返納金債権の回収率は、「C」となるが、船員の働き方の特殊性（乗船期間中は陸上を離れてしまう、等）を勘案し、困難度が「高」と設定されていることから、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P20～P21）

船員保険部では、債権として発生した資格喪失後に保険証を利用した医療費や、交通事故による損害賠償金の保険者負担分等の回収業務を実施しています。債権回収業務の推進にあたり、回収までの期間が長期化するほど回収率は低下する傾向にあることから、発生から6ヶ月以内の早期回収を目的として、2023（令和5）年度は、納付書が見過ごされないよう、債権回収用として色・大きさの異なる2種類（オレンジ色・定形外又は赤色・長3）の封筒を活用しました。オレンジ色の封筒は、債権額が1万円以上の債権又は2023年度に発生した債権の催告に、赤色の封筒は、2022（令和4）年度以前に発生した債権の催告に活用しました。

また、10万円以上の債権や分割納付の支払いが中断している債権は、文書での催告に加え、電話による催告を実施しました。加えて、特に高額な債権4件に対して裁判所を通じた法的手続き（支払督促）を実施しました（債権総額 16,610,139 円）。

このような取組を行った結果、現年度に発生した債権の回収率は87.6%となり、KPI（前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値（77.1%）以上）を達成しました。

一方、過年度に発生した債権の回収率は13.7%となり、KPI（前年度と過去3年度の平均実績のいずれか高い値（16.0%）以上）を達成できませんでした。その主な原因は、2022年度に発生した債権で1,000万円を超えるものがあり、2023年度中に回収ができなかったためです。この債権については、2023年度に法的手続きを裁判所に行いました。

過去に発生した債権については、債務者の住所が不明となっているケースがあり、高額債務者については住民票請求により転居先の住所を確認しつつ、催告を実施しています。今後も法的手続きを実施する等、協会の債権管理・回収業務をより効果的に実施していきます。

【債権の内訳】

【単位：百万円】

		2020年度末		2021年度末		2022年度末		2023年度末	
		金額	収納率※4	金額	収納率※4	金額	収納率※4	金額	収納率※4
現年度	調定	68	83.4%	75	80.3%	104	67.5%	96	87.6%
	収納額等	56		60		70		84	
	収納額	56		60		70		81	
	欠損額※3	0		0		0		3	
	残額	11		15		34		11	
過年度 ※1	調定	85	12.8%	77	9.0%	75	16.0%	92	13.7%
	収納額等	19		15		13		15	
	収納額	10		6		12		12	
	欠損額※3	9		9		2		2	
	残額	66		62		62		77	
承継 ※2	調定	58	2.1%	50	1.8%	50	1.8%	49	1.8%
	収納額等	7		1		1		2	
	収納額	1		1		1		1	
	欠損額※3	6		0		0		1	
	残額	50		50		49		46	
合計	調定	210		202		229		237	
	収納額等	82		76		85		102	
	収納額	67		67		83		95	
	欠損額※3	15		9		2		7	
	残額	128		126		144		136	

※1「過年度」は、前年度以前に調定された債権のうち、前年度末までに収納されず、債権残額が当年度に繰越された債権です。
 ※2「承継」は、2010(平成22)年1月の全国健康保険協会船員保険部発足時に、社会保険庁から引き継いだ債権です。
 ※3「欠損」は、債務者の破産や不在等を理由に、全国健康保険協会債権管理規程に従い償却した債権です。
 ※4収納率は、収納額÷(調定額－欠損額)により算出しています。

（6）制度の利用促進

【事業計画】

- ・ 高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。
- ・ 限度額適用認定証について、オンライン資格確認の進捗状況を踏まえつつ、船舶所有者等へチラシやリーフレットによる広報、並びに医療機関に申請書を配置するなど、引き続き利用促進を図る。
- ・ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。
- ・ 下船後の療養補償について、被保険者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。
- ・ 船舶所有者に対し直接的に広報を実施する手段としてオンラインによる事務説明会を適宜開催する。

【自己評価】

令和 5 年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和 5 年度自己評価	令和 4 年度最終評価
⑥制度の利用促進			定量	B	C

【KPI 実績】

KPI	KPI 数値	結果	対計画値
高額療養費の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	81.5%	84.1%	103.2%
職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	84.2%	84.7%	100.6%

【自己評価の理由】

- 2022（令和 4）年度業績評価の指摘事項も踏まえ、未提出者に対し再勧奨を行う等、加入者が船員保険制度の給付を受けられるような周知等を実施している。
- 2023（令和 5）年度からは新たに休業特別支給金の再勧奨を行い、前年度比+7%ポイントとなる 92%の申請割合となった。

- 休業特別支給金の再勧奨実施により、全ての種類の給付における再勧奨の実施に至るとともに、職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合 0.9%ポイント増加に寄与した。
- 以上により、達成状況を判断基準に照らし合わせ、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P21～P25）

<高額療養費の申請勧奨>

船員保険部では、申請漏れを防止するため、必要事項を記載した高額療養費支給申請書を送付する取組（ターンアラウンド通知）を行っています。2023（令和5）年度は、合計で1,744件送付し、ターンアラウンド通知後に申請がない被保険者に対して再度文書による提出勧奨を行いました。

このような取組の結果、2024（令和6）年3月末時点で1,466件の提出があり、提出率は2022（令和4）年度より2.6%ポイント高い84.1%となりKPI（高額療養費の勧奨に占める申請割合81.5%以上）を達成しました。

<限度額適用認定証の利用促進>

限度額適用認定証の利用を促進するため、ホームページやメールマガジンによる広報を行ったほか、関係団体の機関誌等に制度案内のチラシを掲載していただきました。

また、限度額適用認定申請書や制度案内のチラシ等を医療機関の窓口に設置していただく取組については、2024年3月末現在116医療機関の窓口に設置していただいています。医療機関に設置した申請書を使用した申請は2023年度の累計で74件（2022年度は214件）でした。

<職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨>

厚生労働省から、毎月、支給に必要な労災保険給付の受給者情報の提供を受け、当該情報を活用し、支給の決定及び未申請者に対する申請勧奨を行いました。

また、これらの給付に併せて支給される休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金及び経過的特別支給金についても同様に申請勧奨を行いました。

2023年度からは新たに休業特別支給金の再勧奨を行いました。休業特別支給金は、休業手当金の上乗せ給付として、休業手当金の支給決定通知と合わせて申請勧奨を行っており、比較的高い提出率であるため再勧奨を実施していませんでしたが、申請書が提出されていないケースが見受けられるため、未提出者に対して再勧奨を行ったことにより、全ての種類の給付における再勧奨の実施に至りました。なお、休業特別支給金は再勧奨を実施したことにより2023年度の申請割合が92%となり、前年度に比べて7%ポイント向上しました。

このような取組を行った結果、職務上の上乗せ給付等全体の申請割合は、2022年度を0.5%ポイント上回る84.7%となり、KPI（職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合84.2%以上）を達成しました。

＜下船後の療養補償に関する周知＞

下船後の療養補償は、乗船中に発生した職務外の傷病を対象とした制度ですが、対象外の傷病について利用される方がいます。2023 年度に受け付けた申請 7,961 件中、対象外により不承認とした申請は 97 件となっています。

また、制度の適正利用について船員保険部で審査するため、船舶所有者が証明した療養補償証明書を医療機関と船員保険部に提出する必要がありますが、船員保険部に証明書を提出いただいていないケースが多く見受けられます。船員保険部に未提出の場合には、被保険者及び船舶所有者への督促等を行うとともに、医療機関には証明書が提出されているか確認を行っています。2023 年度は被保険者に 727 件の督促、船舶所有者に 556 件の確認、医療機関等に 392 件の確認を行いました。

療養補償証明書の適正利用について、船員保険通信や関係団体の機関誌等を通じて周知するとともに、ホームページを随時更新し、制度概要及び医療機関担当者向けの案内を掲載し、適正利用の強化を図りました。

(7) 福祉事業の効果的な実施

【事業計画】

- ・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業が、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所としての役割を果たしていくため、当事業の質の向上及び広報を通じた更なる認知度の向上を図る。
- ・ 保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生への向上及び船員の健康づくりのため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、宿泊補助のインターネット申請の拡充等、加入者の利便性の向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。

【重要度：高】

無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業は、船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を担っており、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所となる取組となるため重要度が高い

【自己評価】

令和5年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和5年度自己評価	令和4年度最終評価
⑦福祉事業の効果的な実施	高		定性	B	B

【自己評価の理由】

- 無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構（横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院）に委託して実施しており、船員の安全・安心の拠り所となる重要な事業であることから、メールマガジン、納入告知書同封チラシの他、関係団体広報誌を活用し、対船舶所有者だけでなく船員個人に対しても積極的に広報を行った。
- 2025（令和7）年10月にOSのサポート終了に伴う更新時期を迎える無線医療支援システムリプレイスのため、2023（令和5）年度に調達を行った。
- 洋上救急医療援護事業は、人命救助と船員福祉という人道的観点において極めて重要な事業であり、公益社団法人日本水難救済会に委託し、着実に実施した。
- 旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業については、インターネットで利用手続きが完了できることを広報し、利用数が増加した。

- 以上より、①無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業について、円滑かつ着実に実施し、②旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業について新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行した以降、着実に利用実績が回復傾向にあることから、福祉事業の効果的な実施について目標水準を満たしているとして、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P26～P27）

<無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業の円滑かつ着実な実施>

船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施しました。

無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構（東京高輪病院及び横浜保土ケ谷中央病院）に委託しています。無線医療助言事業は陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所として、その役割を確実に果たしていくことが必要で、関係者からもニーズが高い事業です。適切な助言を行うためには事業に携わる医師等に海上労働の特殊性について理解を深めていただくことが重要です。そのため、海上労働の特殊性や医療へのアクセスが制限されている船員にとっての当事業の重要性等をまとめた資料を委託先 2 病院に提供し、院内の研修等で医師等に配付いただいておりますが、今後、更なる研修の充実化を図るため、動画の作成についても検討します。

また、2025（令和 7）年 10 月に OS のサポート終了に伴う更新時期を迎える無線医療支援システムリプレースのため、2023（令和 5）年度は調達を行いました。

洋上救急医療援護事業については、引き続き公益社団法人日本水難救済会に委託し、着実に実施しました。

<保養事業の利用促進>

保養施設利用補助及び契約保養施設利用補助については、一般財団法人船員保険会等に委託して実施しました。

2023（令和 5）年度は、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行したことにより、行動制限がなくなったことから、2022（令和 4）年度と比べ宿泊補助の利用者が増加しています。

また、加入者の福利厚生向上及び健康増進を念頭に、後述の「船員の健康づくり宣言」における支援メニューの一つとして船舶所有者への紹介を行いました。

なお、旅行代理店を活用した保養施設利用補助については、2020（令和 2）年度に契約したインターネットのみで手続きが行えるサービスが 2024（令和 6）年 3 月末日で終了しました。今後については、加入者のニーズに応えるため、利用可能な旅行代理店の拡充に向けて公募を行います。

【福祉事業の実績】

			2021 年度	2022 年度	2023 年度	前年度比
無線医療助言事業（助言数）			599	558	499	▲59
東京高輪病院			275	360	332	▲28
横浜保土ヶ谷中央病院			324	198	167	▲31
洋上救急医療援護事業		出動件数	9	14	19	5
保 養 事 業	保養施設利用補助	利用宿泊数	10,046	9,916	9,445	▲471
		入浴利用数	12,384	12,805	11,911	▲894
	契約保養施設利用補助	利用宿泊数	1,806	1,666	1,779	113
	旅行代理店を活用した保養施設利用補助	利用者数	886	1,297	1,889	592
		利用宿泊数	1,183	1,749	2,715	966

(8) サービス向上のための取組

【事業計画】

- ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、いただいたご意見等を踏まえ、更なるサービス向上を図る。

【自己評価】

令和5年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和5年度自己評価	令和4年度最終評価
⑧サービス向上のための取組			定量	B	B

【KPI実績】

KPI	KPI数値	結果	対計画値
お客様満足度（点数ベース）について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	4.55点	4.56点	100.2%

【自己評価の理由】

- 加入者のご意見を適切に把握しサービスの改善や向上に活かすため、お客様満足度調査アンケートを実施した。アンケートは毎月集計し、その結果に基づき船員保険部の職員で構成するサービス向上委員会において業務改善等について議論した。
- 2023（令和5）年度よりサービス向上委員会の出席者を管理職以上へ変更し、より船員保険部全体に対するお客様の声等の情報伝達が円滑にできる体制を整えたことで、各職員がサービス向上に向けた意識を今まで以上に持つことにつながった。
- 満足度が満点でなかった理由の問いにおいては、電話対応と回答した方が全体の0.3%と低く、不満に感じる方が少ないという結果であった。船員保険部は加入者が全国各地に点在しており、直接窓口に来られる方が少ないことから、電話対応が満足度に直結しやすい傾向にあるが、各職員が丁寧な対応を心掛けることを徹底し、加入者より好意的な意見を多く頂戴した。
- 以上により、達成状況を判定基準に照らし合わせ、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P27～P28）

加入者のご意見を適切に把握しサービスの改善や向上に活かすため、疾病任意継続に加入した方、傷病手当金の支給を受けた方、高額療養費の支給を受けた方、限度額適用認定証の交付を受けた方、旅行代理店を活用して保養施設利用補助を受けた方を対象として、お客様満足度調査アンケートを実施しました。

アンケートは、はがき又はインターネットのいずれかから回答いただき、アンケートを通じて加入者に確認する内容は、船員保険部の対応に対する満足度（0～5点）及び満足度が満点ではなかった理由等です。アンケートは毎月集計し、その結果に基づき船員保険部の職員で構成するサービス向上委員会において業務改善等について議論しました。

調査対象者全体の満足度は4.56点でK P I（お客様満足度4.55点以上）を達成しました。個別に見ると満足度が最も高かったのは限度額適用認定証の交付を受けた方で4.71点でした。申請書の受付後、迅速に交付する事務処理を徹底し、前年度に引き続き高い満足度を維持しました。2023（令和5）年度よりサービス向上委員会の出席者を管理職以上へ変更し、より船員保険部全体に対するお客様の声等の情報伝達が円滑にできる体制を整えたことで、各職員がサービス向上に向けた意識を今まで以上に持つことにつながり、K P I達成に寄与したと考えています。

また、加入者からのご意見が業務改善につながった一例としては、疾病任意継続保険料の前納への変更申出書様式に関して、2024（令和6）年3月から加入者からのご意見を踏まえた様式に変更した例があります。

なお、満足度が満点でなかった理由の問いにおいては、電話対応と回答した方が全体の0.3%と低く、不満に感じる方が少ないという結果となりました。船員保険部は加入者が全国各地に点在しており、直接窓口に来られる方が少ないことから、電話対応が満足度に直結しやすい傾向にあります。各職員が丁寧な対応を心掛けることを徹底し、加入者より好意的な意見を多く頂戴しました。今後とも加入者と直接関わることでできる電話対応の質をより高めていことで、船員保険部としてのサービス向上につなげていきます。

【図表 4-10】 お客様満足度調査の結果

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
①疾病任意継続に加入した方	4.24 点	4.51 点	4.61 点
②傷病手当金の支給を受けた方	4.53 点	4.51 点	4.44 点
③高額療養費の支給を受けた方	4.43 点	4.45 点	4.68 点
④限度額適用認定証の交付を受けた方	4.64 点	4.76 点	4.70 点
⑤旅行代理店を活用した保養施設利用補助を受けた方	4.25 点	4.37 点	3.69 点

※1 「満足度」とは、船員保険部の対応についての満足度を0（不満）～5（満足）までの6肢から選択した点数の平均値です。

※2 2023年度の回収率は約25.4%（送付数3,490人、回答数888人）でした。

(9) 健全な財政運営の確保

【事業計画】

- ・ 中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。

【重要度：高】

船員保険は、わが国の海運及び水産を支える船員及び家族、船舶所有者からなる唯一の保険者であり、船員保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。

【自己評価】

令和 5 年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和 5 年度自己評価	令和 4 年度最終評価
⑨健全な財政運営の確保	高		定性	B	B

【自己評価の理由】

- 2024（令和 6）年度の保険料率決定に向けて、2025（令和 7）年度～2029（令和 11）年度の中期的収支見通しを船員保険協議会へ示し、併せて提出した 2024 年度保険料率の方向性についての事務局案をもとに議論いただいたうえで、保険料率を決定した。
- なお、船員保険協議会へ提出した中期的収支見通しでは、被保険者数、平均標準報酬月額、加入者 1 人当たり医療給付費、後期高齢者支援金等拠出金の従来型の試算に加え、平均標準報酬月額を厳しく見た試算を作成し提出した。
- 決定した 2024 年度保険料率については、メールマガジンの配信、船員保険健康アプリを介した通知、日本年金機構から船舶所有者へ送付する納入告知書へのチラシ同封、関係団体の機関誌への掲載など、あらゆる媒体を通じて適切に周知・広報を行った。
- また、2022（令和 4）年度の決算状況や事業運営状況等を掲載した「船員保険通信」をすべての被保険者及び船舶所有者に対して送付することによって情報提供するとともに、ホームページ上で情報発信した。
- 以上のように、船員保険協議会場で複数の試算を提出した上で議論し、将来に向かって安定した財政運営を図る観点から保険料率を決定したこと、すべての被保険者及び船舶所有者が手にする「船員保険通信」等により財政状況等に関する情報提供を適切に行ったことから、健全な財政運営について目標水準を満たしているとして、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P28～P35）

2023 年 11 月の船員保険協議会において、現行保険料率を据え置いた場合の 2024 年度の収支見込み及び 2025（令和 7）年度～2029（令和 11）年度の中期的収支見通しをお示しし、併せて提出した 2024 年度保険料率の方向性についての事務局案をもとに議論を行いました。

被保険者数、平均標準報酬月額、医療費の動向のほか、中期的収支見通しについては従来型の試算と平均標準報酬月額を厳しく見た試算を作成し提出しました。

疾病保険料率、災害保健福祉保険料率の試算結果の概要及び 2024 年度保険料率の方向性は以下の 1）、2）のとおりであり、疾病保険料率及び災害保健福祉保険料率ともに現行の保険料率を維持するとの方向性について了承されました。

1) 疾病保険部門の財政収支及び疾病保険料率について

- いずれの試算においても、保険料収入の伸びの鈍化と高齢者医療にかかる拠出金の増加により、単年度の黒字額は中長期的には年々縮小する見通しとなる。
- さらには医療技術の進歩、高額な新薬の保険適用等による医療費の増加によっても支出が増加する可能性がある。
- 中長期的な観点から、より慎重な財政運営を行うこととし、2024 年度の保険料率は 10.10%（据え置き）に設定することとしたい。

《疾病保険分の中期的収支見通し（従来型の試算）》

		（単位：百万円）				
区 分		2025年度 (令和7年度)	2026 (8)	2027 (9)	2028 (10)	2029 (11)
収 入	保 険 料 収 入	33,880	34,230	34,324	34,431	34,523
	国 庫 補 助 等	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	雑 収 入	81	81	82	82	82
	準 備 金 戻 入	339	0	0	0	0
計		37,240	37,251	37,346	37,453	37,546
支 出	保 険 給 付 費	22,177	22,146	22,151	22,193	22,226
	前 期 高 齢 者 納 付 金	1,901	1,890	2,019	2,143	2,294
	後 期 高 齢 者 支 援 金	8,047	8,166	8,348	8,424	8,529
	退 職 者 給 付 拠 出 金	0	0	0	0	0
	そ の 他	831	830	829	828	827
計		32,957	33,032	33,347	33,588	33,876
単 年 度 収 支 差		4,284	4,219	3,999	3,865	3,670
準 備 金 残 高		57,876	62,095	66,094	69,958	73,628
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分		437	437	437	437	437

（注）端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

【基礎係数】					
被 保 険 者 数	54,800人	54,300人	54,000人	53,700人	53,300人
(対前年伸び率)	▲ 0.8%	▲ 0.9%	▲ 0.6%	▲ 0.6%	▲ 0.7%
加 入 者 数	106,600人	105,200人	104,000人	102,900人	101,900人
(対前年伸び率)	▲ 1.5%	▲ 1.4%	▲ 1.1%	▲ 1.0%	▲ 1.0%
平 均 標 準 報 酬 月 額	456,000円	460,000円	464,000円	468,000円	473,000円
(対前年伸び率)	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%
汽 船	475,000円	480,000円	486,000円	491,000円	496,000円
(対前年伸び率)	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%
漁 船	412,000円	411,000円	411,000円	410,000円	409,000円
(対前年伸び率)	▲ 0.2%	▲ 0.2%	▲ 0.2%	▲ 0.2%	▲ 0.2%
加 入 者 1 人 当 り 医 療 給 付 費	172,000円	174,000円	176,000円	178,000円	180,000円
(対前年伸び率)	1.4%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%

《疾病保険分の中期的収支見通し（平均標準報酬月額を厳しく見た試算）》

（単位：百万円）

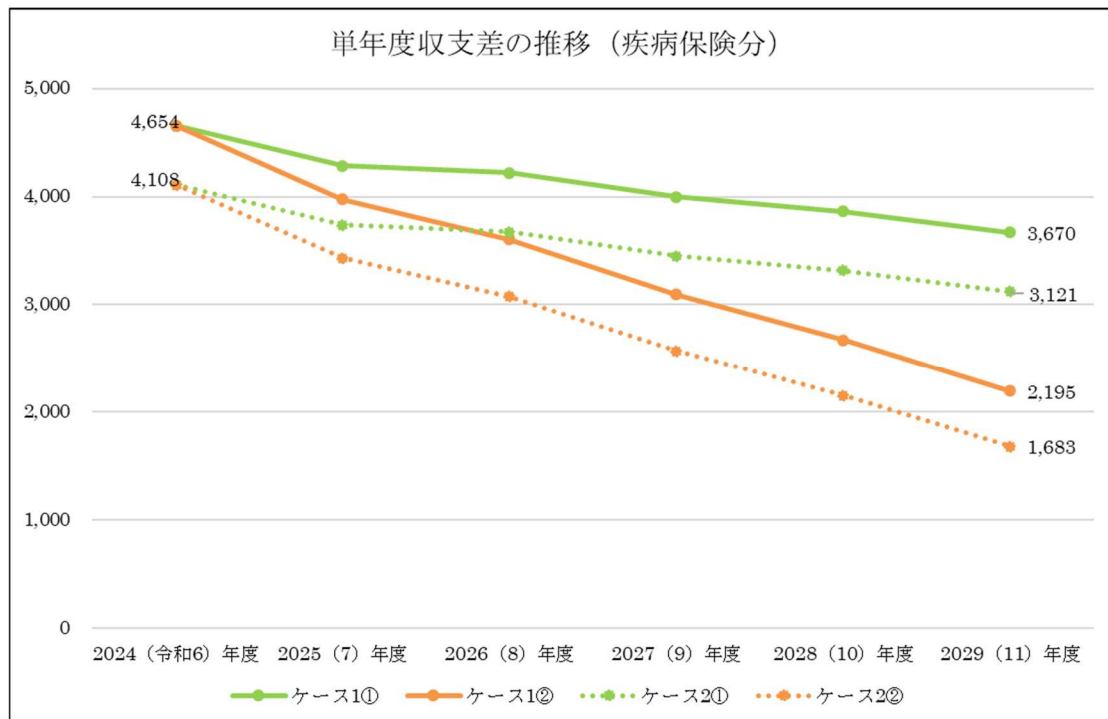
区 分		2025年度 （令和7年度）	2026 （8）	2027 （9）	2028 （10）	2029 （11）
収 入	保 険 料 収 入	33,431	33,332	32,990	32,666	32,336
	国 庫 補 助 等	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	雑 収 入 等	80	80	79	79	78
	準 備 金 戻 入	334	0	0	0	0
	計	36,785	36,352	36,009	35,685	35,354
支 出	保 険 給 付 費	22,135	22,063	22,027	22,029	22,022
	前 期 高 齢 者 納 付 金	1,901	1,890	2,019	2,143	2,294
	後 期 高 齢 者 支 援 金	7,946	7,962	8,039	8,014	8,016
	退 職 者 給 付 拠 出 金	0	0	0	0	0
	そ の 他	831	830	829	828	827
	計	32,813	32,745	32,914	33,014	33,159
単 年 度 収 支 差		3,973	3,607	3,095	2,671	2,195
準 備 金 残 高		57,569	61,176	64,270	66,941	69,136
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分		442	442	442	442	442

（注）端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

【基礎係数】

平 均 標 準 報 酬 月 額	450,000円	448,000円	446,000円	444,000円	442,000円
（対前年伸び率）	▲ 0.5%	▲ 0.5%	▲ 0.4%	▲ 0.4%	▲ 0.4%
汽 船	470,000円	470,000円	470,000円	470,000円	470,000円
（対前年伸び率）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
漁 船	402,000円	392,000円	382,000円	372,000円	362,000円
（対前年伸び率）	▲ 2.6%	▲ 2.6%	▲ 2.6%	▲ 2.6%	▲ 2.6%

《疾病保険分の単年度収支差の推移》



（補足事項）

- ケース1（①） 過去の傾向が今後も続くと想定し、過去5年間の実績を基に推計したもの。
- ケース1（②） 過去の傾向が2024年度は続くと想定し、過去5年間の実績を基に推計するも、不透明な経済状況等を考慮して中期的（2025～2029年）には厳しめに推計したもの。
- ケース2（①） 不透明な経済状況等を考慮し2024年度は厳しめに推計するも、中期的には経済状況が改善すると想定して過去5年間の実績を基に推計したもの。
- ケース2（②） 不透明な経済状況等を考慮し、中期的に厳しめに推計したもの。

2) 災害保健福祉保険部門の財政収支及び災害保健福祉保険料率について

現時点では、現行の保険料率を据え置いた場合、2022年度以降の単年度収支は赤字が見込まれているが、一定の準備金を保有していることから、2024年度の保険料率は現行と同率の1.05%としたい。

《災害保健福祉保険分の中期的収支見通し》

(単位:百万円)

区 分		2025年度 (令和7年度)	2026 (8)	2027 (9)	2028 (10)	2029 (11)
収 入	保 険 料 収 入	3,563	3,571	3,588	3,605	3,621
	国 庫 補 助 等	8	8	8	8	8
	福祉医療機構国庫納付金等	39	30	23	18	14
	雑 収 入 等	7	7	7	7	7
	計	3,617	3,616	3,626	3,638	3,650
支 出	保 険 給 付 費	1,462	1,409	1,360	1,316	1,275
	そ の 他	3,248	3,248	3,248	3,248	3,248
	計	4,710	4,657	4,608	4,564	4,523
単 年 度 収 支 差		▲ 1,093	▲ 1,041	▲ 982	▲ 925	▲ 873
準 備 金 残 高		16,235	15,194	14,213	13,287	12,414

(注1) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

(注2) 船員保険システム刷新の費用が別途中長期的に発生する見込みである。

(基礎係数)

被 保 険 者 数 (対前年伸び率)	56,900人 ▲ 0.6%	56,600人 ▲ 0.5%	56,400人 ▲ 0.3%	56,300人 ▲ 0.2%	56,200人 ▲ 0.2%
平 均 標 準 報 酬 月 額 (対前年伸び率)	452,000円 0.8%	456,000円 0.8%	460,000円 0.8%	464,000円 0.8%	467,000円 0.8%

2. 戦略的保険者機能関係

(1) i) 特定健康診査等の推進

【事業計画】

(生活習慣病予防健診)

- 生活習慣病予防健診実施機関（船員手帳の健康証明書の証明ができる医師）の拡充に向けた取組を実施する。
- 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、加入者のニーズを把握し、健診車を活用した巡回健診を拡充する。
- がん検診がセットであること等に関する広報を行う。また、未受診者には年齢別の健康状態を情報提供する等状況に応じた受診勧奨を行い利用促進を図る。

(船員手帳健康証明書データ取得)

- 令和5年4月から船舶所有者に健康検査結果の保存が義務付けられることから、船舶所有者へ国土交通省と連携した提供依頼を行うことにより提出の促進を図る。
- 船員手帳の健康証明書をインターネットで提出できる仕組みの浸透を図りつつ、より利便性の高い提出方法を推進する。

(被扶養者の特定健診)

- 被扶養者の特定健診について、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を推進する等により健診受診の機会を拡充する。
- 健診受診の必要性等に関する広報や、未受診者の特性に応じたセグメント別の受診勧奨を行い、健診受診を習慣化する取組を推進する。

【重要度：高】

船員保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

船員が多く居住している地域には、人口の少ない地域が含まれるため、生活習慣病予防健診の指定機関が自宅近くになくケースが多く、また、医療機関の数自体が少ない地域であり、指定機関を拡大することも困難となっている。

【自己評価】

令和5年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和5年度自己評価	令和4年度最終評価
① i) 特定健康診査等の推進	高	高	定量	B	C

【KPI 実績】

KPI	KPI 数値	結果	対計画値
生活習慣病予防健診受診率を 50.0%以上とする	50.0%	48.3%	96.6%
船員手帳健康証明書データ取得率を 32.0%以上とする	32.0%	15.6%	48.8%
被扶養者の特定健診受診率を 35.0%以上とする	35.0%	30.0%	85.7%

【自己評価の理由】

- 2022（令和 4）年度業績評価の指摘事項を踏まえ、生活習慣病予防健診実施機関（船員手帳の健康証明書の証明ができる医師）の拡充に向けた取組を実施し、契約解除もありつつも 新たに 19 機関と契約を締結した結果、2022 年度より 6 機関増の 428 機関なった。
- 未受診の被保険者に対して、船員手帳の健康証明書よりも検査項目が充実している 生活習慣病予防健診が無料で受診できることや年齢別の健康状態を情報提供する等して受診勧奨を実施した。
- 被保険者の生活習慣病予防健診の実施率について、過去最高の 48.3%となった。また、40 歳以上の健診対象者数が減少した（前年度 ▲488 人）一方で、健診受診者数は、前年度 411 人増の 16,223 人となり、過去最高の受診者数を達成することができた。
- 未受診の被扶養者に対して、生活習慣病予防健診と特定健康診査それぞれの特徴を紹介し、受診歴などの特性に応じた 3 つ属性に分け、より丁寧な受診勧奨を行った。
- 被保険者の 不規則な乗船スケジュールに合わせた港での巡回健診を 336 回実施した。
- 国土交通省より関係団体へ船員手帳の健康証明書データを船員保険部へ提供するよう事務連絡を発出いただき、船舶所有者に対して 2,843 件の文書勧奨と 1,409 件の電話勧奨を実施した。
- 被扶養者の特定健診について、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を推進した結果、これまでで最大となる 12 の市において集団検診を実施した。
- 以上により、生活習慣予防健診受診率は 48.3%となり受診率、受診者数ともに過去最高、船員手帳健康証明書データ取得率は健康証明書の取得時期を踏まえて実施するも減少となり 15.6%、被扶養者の特定健診受診率は 30.0%となり過去最高となった。KPI の達成状況を判定基準に照らし合わせた場合、生活習慣病予防健診受診率が「C」、船員手帳健康証明書デ

今年の健診をお忘れではないですか？

まだ受かっていないリスクを早期に発見する目的

すでに受かっていない病気を発病の例に発見する目的

健診 と 通院

では目的が異なるため、定期的に病院にかかっていても1回の健康診断は必須です。

通院は、すでに症状のある病気の治療が目的なので、発症していない病気のリスクを見つけることはできません。リスクの早期発見には健診を活用しましょう！

子宮頸がん・乳がんは40代からかなりやすくなるため、固な定期的な検査を推奨しています！

40代前半から50代前半まで

乳がん

40代前半から50代前半まで

子宮頸がん

40代前半から50代前半まで

肺がん

40代前半から50代前半まで

大腸がん

40代前半から50代前半まで

肝臓がん

40代前半から50代前半まで

1位

2位

3位

4位

5位

がん予防検診では、5つのがん検査への費用補助を認めました。
生活習慣病予防検診では、無料でこの5つのがん検診を受けることができます。

健康診断にまつわる Q & A

よくある！

1 毎年の健康診断を受けよう！

健康意識が高い
生活習慣病の予防が効果的
受けやすい方法にも



忙しい方へ、時間短縮の健康診断は、
お忙しい皆さんが早速健康診断の
ホームページをご覧ください。

2 電話で相談！ 健診も予約しよう！

「下町」のみなさんへお伝えします！

生活習慣病予防健診/特定健診を受けたいのですが…
電話で相談したい！
電話予約したい！
予約の受付時間や受付方法、予約のキャンセルについてなど、
スタッフの皆さんが丁寧に対応します。お気軽にご相談ください。

生活習慣病にかかるリスクが高くなる40歳からは年に1回受けてください。早期発見・治療につなげることが出来るまでです。

また、がん検診では、がんの発見の早期発見は毎年100%であることと比べ、ご家族様の発症率は約27%にとまっています。

A

定期的に病院に行っているから、なにかあれば先生から言われると思うんだって…

3 健診を受けよう！

予防検診は口腔がん、以下の上の各がんの検出のうえに実施してください。

生活習慣病予防健診

生活習慣病の予防が効果的
受けやすい方法にも

特定健診

生活習慣病の予防が効果的
受けやすい方法にも

がんの早期発見
がんの早期発見
がんの早期発見

4 がん検診を受けよう！

がんの早期発見
がんの早期発見
がんの早期発見

1 毎年の健康診断を受けよう！

健康意識が高い
生活習慣病の予防が効果的
受けやすい方法にも

2 電話で相談！ 健診も予約しよう！

生活習慣病予防健診/特定健診を受けたいのですが…
電話で相談したい！
電話予約したい！
予約の受付時間や受付方法、予約のキャンセルについてなど、
スタッフの皆さんが丁寧に対応します。お気軽にご相談ください。

3 健診を受けよう！

予防検診は口腔がん、以下の上の各がんの検出のうえに実施してください。

生活習慣病予防健診

生活習慣病の予防が効果的
受けやすい方法にも

特定健診

生活習慣病の予防が効果的
受けやすい方法にも

がんの早期発見
がんの早期発見
がんの早期発見

4 がん検診を受けよう！

がんの早期発見
がんの早期発見
がんの早期発見

1 毎年の健康診断を受けよう！

健康意識が高い
生活習慣病の予防が効果的
受けやすい方法にも

2 電話で相談！ 健診も予約しよう！

生活習慣病予防健診/特定健診を受けたいのですが…
電話で相談したい！
電話予約したい！
予約の受付時間や受付方法、予約のキャンセルについてなど、
スタッフの皆さんが丁寧に対応します。お気軽にご相談ください。

3 健診を受けよう！

予防検診は口腔がん、以下の上の各がんの検出のうえに実施してください。

生活習慣病予防健診

生活習慣病の予防が効果的
受けやすい方法にも

特定健診

生活習慣病の予防が効果的
受けやすい方法にも

がんの早期発見
がんの早期発見
がんの早期発見

4 がん検診を受けよう！

がんの早期発見
がんの早期発見
がんの早期発見

1 毎年の健康診断を受けよう！

健康意識が高い
生活習慣病の予防が効果的
受けやすい方法にも

2 電話で相談！ 健診も予約しよう！

生活習慣病予防健診/特定健診を受けたいのですが…
電話で相談したい！
電話予約したい！
予約の受付時間や受付方法、予約のキャンセルについてなど、
スタッフの皆さんが丁寧に対応します。お気軽にご相談ください。

3 健診を受けよう！

予防検診は口腔がん、以下の上の各がんの検出のうえに実施してください。

生活習慣病予防健診

生活習慣病の予防が効果的
受けやすい方法にも

特定健診

生活習慣病の予防が効果的
受けやすい方法にも

がんの早期発見
がんの早期発見
がんの早期発見

4 がん検診を受けよう！

がんの早期発見
がんの早期発見
がんの早期発見

1 毎年の健康診断を受けよう！

健康意識が高い
生活習慣病の予防が効果的
受けやすい方法にも

2 電話で相談！ 健診も予約しよう！

生活習慣病予防健診/特定健診を受けたいのですが…
電話で相談したい！
電話予約したい！
予約の受付時間や受付方法、予約のキャンセルについてなど、
スタッフの皆さんが丁寧に対応します。お気軽にご相談ください。

3 健診を受けよう！

予防検診は口腔がん、以下の上の各がんの検出のうえに実施してください。

生活習慣病予防健診

生活習慣病の予防が効果的
受けやすい方法にも

特定健診

生活習慣病の予防が効果的
受けやすい方法にも

がんの早期発見
がんの早期発見
がんの早期発見

4 がん検診を受けよう！

がんの早期発見
がんの早期発見
がんの早期発見

1 毎年の健康診断を受けよう！

健康意識が高い
生活習慣病の予防が効果的
受けやすい方法にも

2 電話で相談！ 健診も予約しよう！

生活習慣病予防健診/特定健診を受けたいのですが…
電話で相談したい！
電話予約したい！
予約の受付時間や受付方法、予約のキャンセルについてなど、
スタッフの皆さんが丁寧に対応します。お気軽にご相談ください。

3 健診を受けよう！

予防検診は口腔がん、以下の上の各がんの検出のうえに実施してください。

生活習慣病予防健診

生活習慣病の予防が効果的
受けやすい方法にも

特定健診

生活習慣病の予防が効果的
受けやすい方法にも

がんの早期発見
がんの早期発見
がんの早期発見

4 がん検診を受けよう！

がんの早期発見
がんの早期発見
がんの早期発見

1 毎年の健康診断を受けよう！

健康意識が高い
生活習慣病の予防が効果的
受けやすい方法にも

2 電話で相談！ 健診も予約しよう！

生活習慣病予防健診/特定健診を受けたいのですが…
電話で相談したい！
電話予約したい！
予約の受付時間や受付方法、予約のキャンセルについてなど、
スタッフの皆さんが丁寧に対応します。お気軽にご相談ください。

3 健診を受けよう！

予防検診は口腔がん、以下の上の各がんの検出のうえに実施してください。

生活習慣病予防健診

生活習慣病の予防が効果的
受けやすい方法にも

特定健診

生活習慣病の予防が効果的
受けやすい方法

いつももの通院では
これだけ ですが、
例えば、高血圧症で
かかっている場合……

年に1回、
健診を受診していただければ、
これだけ
調べられます。

身長
体重
腹囲
視力
聴力
血圧
肝機能
心電図
胸部X線

高血圧症
糖尿病
脂質異常症
胃がん
肺がん
大腸がん
乳がん
子宮頸がん
等

高血圧症

[illegible]

いつまでも健康でいるために
船員保険がお贈りする選べる2つの健診

今年から、年に一度、健診を
無料で受けていただけます。

あなたはどちら派ですか？

「トッカリ調あんた」
オススメ!

生活習慣病
予防健診

OR

「おっと調あんた」
オススメ!

特定健診

① 約2,000円程度の健診が無料
② がん検診・生活習慣病・歯検・乳がん検診
③ 文庫・文庫・健康診断

① 約7,000円程度の健診が無料
② がん検診・がん検診・がん検診・がん検診
③ がん検診・がん検診・がん検診・がん検診

40代の4人に3人が
健診を受けています。

(2022年)

[illegible]

＜加入者等のニーズを踏まえた巡回健診の拡充＞

船員の多くが不規則な乗船スケジュールや遠隔地への長期乗船などにより、生活習慣病予防健診を受診しづらい状況であるということが、アンケート調査からわかっています。そのため、より多くの被保険者に生活習慣病予防健診を受診していただけるよう、乗船スケジュールに合わせて、漁業協同組合等の協力のもと、通常は進入できない港まで健診車を乗り入れた巡回健診を 336 回実施しました。2023 年度は、新たに小名浜港（福島）、御荘港（愛媛）、長崎港（長崎）で巡回健診を実施しました。

【巡回健診の実施状況】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施回数	339 回	320 回	331 回	347 回	336 回
受診者数	9,147 人	8,417 人	8,430 人	7,924 人	7,800 人
受診率（※）	16.0%	15.0%	15.5%	15.2%	15.4%

（※）生活習慣病予防健診受診者のうち巡回健診受診者数÷健診対象者数

＜受診勧奨＞

健診の受診忘れがないよう、年度途中の 2023 年 11 月に被保険者と被扶養者の健診未受診者に対して受診勧奨を実施しました。

被保険者向けの受診勧奨については、生活習慣病予防健診が無料で受診できること、船員手帳の健康証明書と比較して検査項目が充実していることなどメリットを伝えながら実施しました。また、がん検診の重要性を伝えるため、年代別にがん罹患するリスクを視覚的に訴えるデザインとし、がん検診とセットである生活習慣病予防健診の受診を促しました。

被扶養者向けの受診勧奨については、生活習慣病予防健診と特定健康診査、それぞれの特徴を紹介したほか、健診を自分ごととして捉えていただくため、3つの属性（40歳となり初めて受診される方・過去3年間受診なし・過去3年間で1回以上受診あり）に分け、周知内容を工夫しながら受診勧奨を実施しました。

また、これらの受診勧奨については、いずれも封書ではない圧着はがき型（A4 サイズ）とし、中身を確認したくなる心理的効果を活用することで、開封率の向上を図りました（送付数：被保険者 25,066 人、被扶養者 14,897 人、合計 39,963 人）。

受診勧奨の効果検証は 2024（令和 6）年度に行い、次回勧奨の改善につなげます。

なお、2023 年度末には、2024 年度当初から生活習慣病予防健診及び特定健診を受診できるよう、受診券と健診案内パンフレットを送付し翌年度の受診率向上にも努めています

（送付数：被保険者 37,308 人・被扶養者 16,782 人、疾病任意継続被保険者 1,962 人・被扶養者 1,070 人、合計 57,122 人）。

＜船員手帳の健康証明書データ取得＞

2024 年 3 月に 2,843 件の船舶所有者に対し、生活習慣病予防健診を受診されなかった被保険者の船員手帳の健康証明書データの提供を依頼する文書を送付するとともに、未提出の船舶所有者に対しては電話による提出勧奨（1,409 件）を行いました。

また、国土交通省海事局に働きかけを行い、国土交通省から船員手帳の健康証明書データを船員保険部に提供するよう、国土交通省から関係団体宛に事務連絡を発出していただきました。

健診データについては、近年活用の幅が広がっており、提供された船員手帳の健康証明書データは、船員保険部からの特定保健指導や重症化予防の案内等、被保険者の健康づくりに活用することに加え、社会保険診療報酬支払基金のオンライン資格確認等システムに登録することにより、検査結果をマイナポータル上で閲覧したり、医療機関を受診した際に医師が検査結果を確認して診療を行うことが可能になるなど、医療の質の確保にもつなげています。

今後は、利用者の利便性を考慮しながら、船員手帳の健康証明書データのさらなる提出率向上に努めていきます。

＜船員手帳の健康証明書データ取得の実績＞

船員手帳健康証明書データについては、2022 年度と比べて 2.3%ポイント減の 15.6%となり、K P I（健康証明書データ取得率 32%以上）は達成できませんでした。2022 年度と比べて健康証明書データ取得率が低くなってしまった主な原因は、船員の健康証明取得のタイミングを踏まえて実施時期を年度末近くとしたことが考えられます。また、提出された健康証明書は、必要な検査項目の記載されたページが添付されていない、不鮮明で判別ができない等の理由により、3 割程度が電子データ化できないという課題があります。今後の対策として、被保険者と船舶所有者に対して適切な提出方法等について啓発を行い、不備率の減少を図ります。

＜被扶養者に対する取組＞

被扶養者の特定健康診査受診の利便性の向上を目的として、被扶養者が多く居住している自治体（むつ市、長門市、萩市）と連携し、がん検診と特定健康診査を同時に受診できるようにしています。

また、協会けんぽの各支部が主催する集団健診において船員保険の被扶養者も受診できるよう各支部と調整を行っており、2023 年度は、2022 年度に実施できなかった長崎支部、これまで未実施であった兵庫支部を訪問のうえ協力依頼を行い、また、静岡支部とも調整を行った結果、これまでで最大となる 12 の市において、集団健診を実施することができました。

【協会けんぽと連携した特定健康診査実施状況】

県	市区町村	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
青森県	八戸市	○	○	○	○	○
岩手県	宮古市		○	○	○	○
	釜石市					○
	大船渡市					○
長崎県	長崎市	○	○	○		○
	佐世保市		○	○		○
	平戸市			○		
	松浦市			○		
愛媛県	今治市		○	○	○	○
	松山市		○	○	○	○
大分県	大分市	○	○	○	○	○
静岡県	藤枝市					○
	焼津市					○
兵庫県	姫路市					○

【生活習慣病予防健診、船員手帳健康証明書データ取得、特定健康診査及び特定保健指導の実績】

		R3年度		R4年度		R5年度		R4年度比	
		2021		2022		2023			
		対象数	受診率	対象数	受診率	対象数	受診率	受診者数	受診率
生活習慣病 予防健診	対象者	35,031人	44.9%	34,058人	46.4%	33,570人	48.3%	411人	1.9%
	被保険者 (40～74歳)	15,743人		15,812人		16,223人			
船員手帳 健康証明書 データ取得率 (40～74歳)	対象者	35,031人	21.5%	34,058人	17.9%	33,570人	15.6%	-840人	-2.3%
	受診者	7,516人		6,085人		5,245人			
生活習慣病 予防健診	対象者	4,712人	49.8%	4,724人	49.8%	4,649人	50.8%	6人	1.0%
	被保険者 (35～39歳)	2,348人		2,354人		2,360人			
特定健康診査	対象者	19,416人	26.8%	18,071人	28.9%	17,144人	30.0%	-72人	1.1%
	被扶養者 (40～74歳)	5,197人		5,219人		5,147人			
特定保健指導 被保険者	対象者	8,609人		7,924人		6,440人		-1人	4.8%
	初回面談	1,770人	20.6%	1,676人	21.2%	1,675人	26.0%		
	実績評価	1,121人	13.0%	1,088人	13.7%	974人	15.1%		
特定保健指導 被扶養者	対象者	560人		510人		492人		-2人	0.7%
	初回面談	137人	24.5%	146人	28.6%	144人	29.3%		
	実績評価	126人	22.5%	111人	21.8%	128人	26.0%		

※ 被扶養者の特定健康診査については生活習慣病予防健診受診分も計上している。

(1) ii) 特定保健指導の実施率の向上

【事業計画】

- ・ 健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう、健診当日の初回面談の実施を働きかける等の取組を行う。
- ・ 特定保健指導利用券発送後電話による利用勧奨を行う。また、利用傾向を把握する機会とし、利用環境の向上につなげる。
- ・ ICTを活用した特定保健指導について、改善効果に留意しつつ利用を促進し利便性の向上を図る。
- ・ 令和5年4月より施行される船員の健康確保のための法令改正にあわせ、特定保健指導の実施について船舶所有者への利用勧奨を強化する。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（30%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

船員の働き方として、乗船中一定期間は陸上を離れてしまうことから、保健指導を受ける機会を調整しづらく、保健指導へつながりにくいことから、困難度が高い。

【自己評価】

令和5年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和5年度自己評価	令和4年度最終評価
① ii) 特定保健指導の実施率の向上	高	高	定量	B	C

【KPI実績】

KPI	KPI 数値	結果	対計画値
被保険者の特定保健指導実施率を 31.0%以上とする	31.0%	15.1%	48.7%
被扶養者の特定保健指導実施率を 24.7%以上とする	24.7%	26.0%	105.3%

【自己評価の理由】

- 乗船中で面談できない被保険者が多いため、健診当日（巡回健診を含む）に特定保健指導初回面談の分割実施を 927 件実施した。
- 特定保健指導の利用券発送後、電話による利用勧奨を実施した。

- ICTを活用したオンライン面談による特定保健指導を 292 件実施した。
- 2022（令和 4）年度業績評価の指摘事項を踏まえ、船舶所有者への訪問、納入告知書同封チラシ、関係団体広報、メールマガジン等を活用した広報を実施した。
- 被扶養者の特定保健指導について、第三期特定健康診査等実施計画における実施率の目標は、2022 年度が 20%、2023（令和 5）年度が 22%であったが、実績を踏まえ、K P I はより高い実施率 24.7%を両年度の目標とした。2022 年度においては、実施率 21.8%と達成できなかったものの、2023 年度においては、実施率 26%と、設定し直した K P I を上回る実績を達成することができた。
- 以上により、KPI の達成状況を判定基準に照らし合わせた場合、①被保険者の特定保健指導実施率は「D」、②被扶養者の特定保健指導実施率は「B」となり、全体の評価は「C」となるが、困難度が「高」と設定されていることから、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P46～P47）

<健診当日の初回面談の推進>

生活習慣病予防健診や特定健康診査の後に特定保健指導を実施する場合、対象者へのご案内は 3 か月程度後になることから、対象者が被保険者の場合、乗船中で面談を実施できないケースが多いという課題があります。そのため、船員保険では特定保健指導の初回面談を健診当日に実施できる機会を増やすよう健診実施機関に働きかけています。

2023（令和 5）年度は、健診実施機関において、健診当日の健診データを積極的に活用し、対象者の方々へ初回面談の分割実施 を早期に行ったほか、巡回健診実施時に保健師等が同行し、腹囲、体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象と見込まれる方に対して、当日把握できる情報をもとに初回面談を分割して実施し、実施件数の向上に取り組みました。

その結果、2023 年度の初回面談の分割実施件数は、2022 年度と比べて 45 件増の 927 件となりました。

<利用勧奨の実施及び ICT を活用した特定保健指導の推進>

2022（令和 4）年度に引き続き、特定保健指導の利用券発送後に、電話による利用勧奨を行い、きめ細やかな利用勧奨に努めました。利用勧奨にあたっては、ICT の活用による利用者の利便性向上及び新型コロナウイルス感染防止の観点から、スマートフォン等のビデオ通話機能を活用したオンライン面談による特定保健指導を積極的に案内し、2022 年度から引き続き、申込みをオンラインで行える環境を提供しましたが、ICT を利用した特定保健指導の実施件数は、2022 年度と比べて 6 件減の 292 件となりました。

【初回面談の分割実施と I C Tを利用した特定保健指導の実施状況】

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
初回面談分割実施数	687	740	882	927
ICT 利用面談数	191	210	298	292

(1) iii) 加入者の健康意識向上に対する支援

【事業計画】

- 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。

【令和4年度業績評価における指摘事項】

今後は、例えば、オーダーメイドの情報提供リーフレットを送付することで、どの程度の効果があるのか検証し、より効果的な支援を積極的に行っていただきたい。

【自己評価】

令和5年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和5年度自己評価	令和4年度最終評価
① iii) 加入者の健康意識向上に対する支援			定性	B	B

【自己評価の理由】

<オーダーメイドの情報提供>

- 2023（令和5）年4月から2024（令和6）年3月までの間に、生活習慣病予防健診や特定健診を受診された方、又は船員手帳健康証明書データ（証明日が2023年度中のもの）の提供があった方、合計8,814人に、健康リスクに応じたオーダーメイドの情報提供（以下、「オーダーメイド通知」という。）を行った。オーダーメイド通知には、健康リスクに合わせたチラシを同封し、医療機関への受診や特定保健指導などの活用を促した。
- また、2022（令和4）年度業績評価の指摘事項も踏まえ、オーダーメイド通知の効果検証を行ったところ、医療機関への受診勧奨を行った対象者のうちオーダーメイド通知発送後6か月以内に医療機関を受診した方は13.0%（2023年10月（初回発送）に医療機関への受診勧奨を行った446人のうち2024年3月末時点で医療機関を受診した58人）であることを確認した。
- 特定保健指導の利用勧奨を行った対象者については、オーダーメイド通知送付後における特定保健指導の利用実績がほとんどない結果であったことを踏まえ、特定保健指導対象者を減らすという観点から、2024年度のオーダーメイド通知では、新たに「39歳で特定保健指導レベルにある者」と「前年度特定保健指導対象者になっている者」を対象に通知を送付するよう見直している。

<船員保険健康アプリ>

- 自身の健診結果と健診結果に合わせた個別アドバイスの閲覧、医師や著名人から信頼性の

ある多彩な健康情報の配信や船員保険部から制度改正等の最新情報を配信するほか、歩数の記録ができる等の健康づくりに有用な機能が多く備わっている「船員保険健康アプリ」を2022年11月から運用しているが、健診受診者へ効果的に登録勧奨を行った結果、アプリ登録者数は2024年3月末時点で、前年同期比の約5.7倍となる2,241名（前年同期比+1,847名）と大幅に増加した。

- 船員保険健康アプリの登録者には、アプリを通して加入者の健康づくりに資する情報や船員保険制度の解説のほか、マイナ保険証の利用方法や能登半島地震による保険証の取扱いなどの配信（プッシュ通知）を行った。

<船員保険電話健康相談>

- 「船員保険電話健康相談」について、乗船時にも利用しやすい形状の利用案内カードを作成し、すべての被保険者へ配布する等、積極的に広報を行い、気になる体の症状や受診すべき診療科の選び方等についての相談280件に対応した。
- 以上により、オーダーメイド通知による医療機関への受診勧奨の実施と効果の検証等、船員保険健康アプリの登録者数の順調な推移、船員保険電話健康相談の着実な運用により、加入者の健康意識向上に一定の効果を与えたため、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P47～P50）

<健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供>

生活習慣病予防健診等を受診しても健診結果を見ていない、又は覚えていないという受診者が多い現状を踏まえ、健診結果に関心が低い方の意識・行動の変化につなげる有効な情報を提供するため、健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを作成し、配付しています。

2023（令和5）年度は、2023年4月から2024（令和6）年3月までの間に、生活習慣病予防健診や特定健診を受診された方、又は船員手帳健康証明書データ（証明日が2023年度中のもの）の提供があった方、合計8,814人に、以下の5つの健康リスクに応じた情報提供を行いました。オーダーメイド通知には、5つの健康リスクに合わせて異なるチラシを同封し、医療機関への受診や保健指導などの活用を促しました。

【健康リスク】

- ① 生活習慣病で医療機関を受診している確認が取れない方で、糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、速やかに医療機関を受診していただきたい方
- ② 糖尿病、脂質異常症、高血圧のいずれかで医療機関を受診していただいているが、検査数値から見て、継続して医療機関に受診していただきたい方
- ③ 生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導（積極的支援）をご利用いただきたい方
- ④ 生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導（動機づけ支援）をご利用いただきたい方

い方

- ⑤ 糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、まずは生活習慣の改善に取り組んでいただきたい方

2023 年度のオーダーメイド通知については、2023 年 10 月から発送を開始していますが、10 月に医療機関への受診勧奨を行った 446 人（上記、【健康リスク】の①）のうち 2024 年 3 月末時点で 13.0%にあたる 58 人について医療機関の受診を確認しており、当該取組は一定の効果が出ているものと考えています。

＜船員保険健康アプリの導入＞

健診結果に対する理解促進を図り、ヘルスリテラシーの一層の向上を促す「船員保険健康アプリ」の運用を 2022 年 11 月より開始しています。

このアプリには、自身の健診結果と健診結果に合わせた個別アドバイスの閲覧、医師や著名人から信頼性のある多彩な健康情報の配信や船員保険部から制度改正等の最新情報を配信するほか、歩数の記録ができる等の健康づくりに有用な機能が多く備わっています。

加入者への利用促進として、健診受診後に送付する健診結果表へのチラシの同封や健診受診者への個別の登録勧奨案内等により周知した結果、アプリ登録者数は 2024 年 3 月末時点で 2,241 名（前年同期比+1,847 名）となっています。

なお、登録者には、アプリを通して加入者の健康づくりに資する情報や船員保険制度の解説のほか、マイナ保険証の利用方法や能登半島地震による保険証の取り扱いなどの配信を行っています。

健診結果に対する理解促進を図り、ヘルスリテラシーの一層の向上を促す「船員保険健康アプリ」の運用を 2022 年 11 月より開始しています。

＜電話健康相談の実施＞

24 時間 365 日、健康やメンタルヘルスについて気軽にご相談いただける「船員保険電話健康相談」を実施しています。また、2022 年度より試行的に LINE の公式アカウントを開設し、LINE を入り口にしたチャット相談サービスを提供することで加入者の利便性の向上に努めました。

なお、乗船時にも利用しやすい形状の利用案内カード（図表 4-32 参照）を作成し、全ての被保険者への配布を実施したほか、保険証の発送時にも同封し利用者への周知を行うことや関係団体の機関誌等を通じて広報を行った結果、気になる体の症状や受診すべき診療科の選び方等についての相談が 280 件（前年度と同件数）寄せられました。

(1) iv) 加入者の禁煙に対する支援

【事業計画】

- 禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。

【重要度：高】

オンライン禁煙プログラムの推進は、生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要である。また、船員保険加入者の喫煙率は健康保険加入者よりも高く、国の成長戦略の一つとして保険者の実施が義務付けられているデータヘルス計画に含まれており、重要度が高い。

【自己評価】

令和5年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和5年度自己評価	令和4年度最終評価
① iv) 加入者の禁煙に対する支援	高		定量	B	B

【KPI実績】

KPI	KPI数値	結果	対計画値
オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を140人以上とする。(ただし、当該年度中にプログラムが終了した者)	140人	164人	117.1%

【自己評価の理由】

- オンライン禁煙プログラム参加者増加を図るため大きく分けて3回の勧奨を行った。まず、5月の世界禁煙デーに合わせて、全被保険者へ参加勧奨チラシ送付するとともに、全船舶所有者に向けても、プログラムへの参加の呼び掛けを促すチラシを送付した。次に、7月に被扶養者宛てに、家族から禁煙を促していただくことでプログラムの参加につながることを狙いとしたデザインのチラシを送付した。さらに、8月には被保険者向けに、行動経済学の考え方も取り入れプログラム参加期限が間近に迫っている旨を記載した案内チラシを送付した。
- また、2020（令和2）年から2022（令和4）年のプログラム参加者で、途中離脱をした方や卒煙に失敗した方に向けて、再度プログラムへの参加を促す電子メールを配信し、プログラム参加者の確保に努めた。
- 以上により、達成状況を判定基準に照らし合わせ、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P50～P51）

プログラム参加者増加を図るため大きく分けて3回の勧奨を行いました。まず、5月の世界禁煙デーに合わせて、全被保険者へ参加勧奨チラシ送付するとともに、全船舶所有者に向けても、プログラムへの参加の呼び掛けを促すチラシを送付しました。なお、被保険者向け参加勧奨チラシは、禁煙支援を行う者をイメージしていただけるデザインとし、また船舶所有者向けチラシは、禁煙に成功した船員の声や当該船員へのインタビュー動画を案内することで禁煙成功体験が身近に感じられるような内容のデザインとしました。次に、7月に被扶養者宛てに、家族から禁煙を促していただくことで禁煙プログラムの参加につながることを狙いとしたデザインのチラシを送付しました。さらに、8月には被保険者向けに、行動経済学も取り入れプログラム参加期限が間近に迫っている旨を記載した案内チラシを送付しました。

また、2020年から2022年のプログラム参加者で、途中離脱をした方や卒煙に失敗した方367名に向けて、再度プログラムへの参加を促す電子メールを配信し、プログラム参加者の確保に努めました。

(1) v) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援

【事業計画】

- ・ 船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報を提供する。
- ・ 若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、専門の講師による特別講義を開催する船員養成校等の拡大、開催が困難な学校に対する特別講義資料の配布などの取組を行う。

【自己評価】

令和5年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和5年度自己評価	令和4年度最終評価
① v) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援			定性	B	B

【自己評価の理由】

<健康度カルテ>

- 船員保険部が保有する健診結果データ等を船舶所有者単位で集計することで、健診受診率や生活習慣病リスクだけでなく、加入者の日常の食生活や運動習慣についても数値やグラフ、レーダーチャートなどで経年的に示す等、船舶所有者単位の健康状態を見える化した「健康度カルテ」を対象となる船舶所有者へ送付した。
- より多くの船舶所有者が自社船員の健康状態に関心を寄せていただけるよう、従来の「健康度カルテ」に加えて、小規模の船舶所有者も対象にした「健康度カルテ（簡易版）」を新たに作成したほか、健康度カルテから読み取れる健康課題と実践すべき行動を総合コメントとして掲載することで、船舶所有者がまず何をすべきかを明確にし、行動変容に繋がりやすくなるよう工夫した。
- なお、健康度カルテを送付する際には「船員の健康づくり宣言」のパンフレットを同封することでエントリーの勧奨を実施しているが、新たに16件のエントリーがあり、そのうち75%に当たる12件が「健康度カルテ（簡易版）」を送った船舶所有者からのエントリーであったため一定の効果があったものと考えている。

<出前健康講座>

- 船員が研修や会合等で集まる機会に講師を派遣し、健康づくり等に関する内容をテーマとした講習を行う出前健康講座を実施した。新型コロナウイルス感染症による行動制限がなく

なったことから、令和4年度業績評価における指摘事項も踏まえ、積極的に実施回数を増やすべく、船員災害防止協会へ赴き、全国の船員災害防止協会地区支部が主催する船員災害防止大会において、出前健康講座を取り入れていただけるよう調整を行った。こういった取組の成果もあり、実施回数は30回（前年度比11回増）となった。また、船舶所有者や参加される被保険者の要望を踏まえながら、健康づくりに積極的に取り組んでいただくきっかけとなるよう、生活習慣病対策、メンタルヘルス対策等をテーマとし、高い満足度を得た。

<船員養成校における特別講義>

- 海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、メンタルヘルス対策に関する特別講義を実施した。船内におけるコミュニケーションの取り方及びストレス発散の方法等を中心とし、練習船における乗船経験後に受講する学生に対しては、船上生活から感じたストレスとその対処法を共有し発表するワークを取り入れる内容とした。また、船員保険制度や船員保険部が取り組む「船員の健康づくり宣言」についても講義のなかで解説する構成としたことで、高い満足度を得た。
- 以上のように、船舶所有者に自社船員の健康課題を認識させて健康づくりへの動機付けを行った結果、「船員の健康づくり宣言」のエントリー数も増えており、また出前健康講座の実施回数も順調に増加し、さらに将来船員となる海上技術学校等の船員養成機関の学生のヘルスリテラシーを高めたことから、目標の水準は満たしているとして、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P51～P56）

<健康度カルテの作成・配布>

2023（令和5）年度は、より多くの船舶所有者に自社船員の健康状態に関心を持っていただくため、小規模の船舶所有者も対象にした「健康度カルテ（簡易版）」を新たに提供したほか、健康度カルテから読み取れる健康課題と実践すべき行動を総合コメントとして掲載することで、船舶所有者がまず何をすべきかを明確にし行動変容に繋がりやすくなるよう工夫しました。なお、「健康度カルテ」は647件（前年度691件）、「健康度カルテ（簡易版）」は1,047件、それぞれ船舶所有者へ提供しました。

【判定項目】

判定項目	目的	掲載内容
①重篤疾病リスク ※簡易版では省略	健康危険度や労働損失を把握	・医療機関受診状況 ・要再検査・要受診者のうち、医療機関未受診者の人数
②生活習慣病リスク	生活習慣病発症の可能性を把握	・メタボ該当者や生活習慣病リスク（血圧、血糖、脂質、肝機能）の経年変化
③生活習慣	生活習慣病を発症させる背景を把握	・生活習慣リスク（喫煙、飲酒、運動、睡眠・休養、咀嚼、食習慣）
④健康診断・特定保健指導	健康意識を把握	・健診受診率、船員手帳健康証明書データ提出率の経年変化 ・特定保健指導対象者の割合 ・特定保健指導利用率の経年変化

※ 2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までの間の健診に関するデータ、特定保健指導に関するデータ、レセプトデータを使用しています。

＜出前健康講座の実施＞

2023年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大による行動制限がなくなったことを契機に広報の回数を増やした結果、申込み数が増加し、年間30回（前年度比11回増）実施し、そのうち関係団体向け（船員災害防止協会等の団体が主催する船員と船舶所有者向けの研修等）に16回、船舶所有者向けに14回実施しました。なお、講座内容別ではメンタルヘルスに関する講座への申込が多く、メンタルヘルス対策への関心の高さが伺える結果となっています。

受講後のアンケート結果では、講座の満足度について、関係団体向け講座では「とても満足」、「おおむね満足」とご回答いただいた方が約95%を、船舶所有者向け講座では「非常に満足」、「満足」と回答いただいた方が約85%を占めました。また、「社内でもきちんと共有する必要があると思った」「具体的な事例の説明もあり参考になった」など、内容を評価するお声を多くいただきました。

＜出前健康講座の実施状況＞

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
実施回数	26回	25回	32回	33回	5回	3回	19回	30回
参加人数	1,114人	1,265人	1,271人	1,253人	182人	46人	466人	657人

＜船員養成校での健康に関する特別講義の開催＞

2023年度は、海上技術学校や東海大学海洋学部等で計15回実施（うち5回は練習船内で実施）し、777人の学生に受講していただきました。

講義内容は、船上という限られた空間での集団生活や、不規則な勤務形態となる特殊な労働環境を踏まえたメンタルヘルスケア、船内におけるコミュニケーションの取り方及びストレス発散の方法等を中心とし、練習船における乗船経験後に受講する学生に対して

は、船上生活から感じたストレスとその対処法を共有し発表するワークを取り入れる内容としました。また、船員保険制度や船員保険部が取り組む「船員の健康づくり宣言」についても講義のなかで解説する構成としました。

受講後のアンケート結果では、講座の満足度について、「とても満足」、「おおむね満足」とご回答いただいた方が約 97%を占めました。「乗船した際のストレス対処法が聞けてよかったです。」や「船員という特殊な仕事だからこそ健康を大切にしなければならないと思いました。」など、船員という働き方を見据えて今後役立てていきたいという主旨のお声を多くいただきました。また、「将来、どのような企業に就職したいですか」の設問に対して、「船員の健康や働き方に配慮している」との回答が最も多く約 56%を占めており、健康づくりへの配慮が求められる結果となりました。

(1) vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進

【事業計画】

- ・ 国土交通省、経済産業省、厚生労働省等と連携し、「船員の健康づくり宣言」のスキームの見直しと浸透を進め、船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組を支援する。

【重要度：高】

未来投資戦略 2018 において、コラボヘルスを推進する方針が示されており、また、日本健康会議の宣言において「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

【困難度：高】

令和元年度末に行った加入者アンケートでも船舶所有者は船員の健康管理を個人に任せているため健康づくりに取り組んでいないとの回答が 77.2%を占めており、自社船員の健康づくりについて関心が薄い状況にあるため、コラボヘルスに参加する船舶所有者を増やすことは、困難度が高い。

【自己評価】

令和 5 年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和 5 年度自己評価	令和 4 年度最終評価
① vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進	高	高	定量	S	A

【KPI 実績】

KPI	KPI 数値	結果	対計画値
「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者数を 200 社以上とする	200 社	245 社	122.5%

【自己評価の理由】

- 「船員の健康づくり宣言」エントリー船舶所有者を対象に、健康経営優良法人認定に向けて船員保険部が支援を行う仕組みを構築した。「健康経営優良法人 2024」として、船員保険加入の船舶所有者から 20 社以上が認定を受けているが、そのうち 2 社は当該支援を通じた認定であった。初めてのケースであり、徐々にではあるが、効果が出てきている。
- 船員の健康づくりを推進するための船舶所有者と船員保険部の架け橋としての役割を担っていただく、「船員健康づくりサポーター」を創設した（2023（令和 5）年 10 月）。「船員

健康づくりサポーター」は船舶所有者及び船員保険部と協働して、「船員の健康づくり宣言」を実践する役割を担っており、質の向上に寄与した。

- 「船員の健康づくり宣言」を強力に推進するため、改正船員法施行規則等の施行（2023年4月）を契機として、施行前後には国土交通省や船員災害防止協会等に赴いた上で調整を図る等、積極的に連携を図っている。その結果、国土交通大臣が作成する 2023年度及び2024年度船員災害防止実施計画において、協会が実施する船員の健康づくりの取組を国も連携して推進する旨が明記され、現在では、地方運輸局のほか、全国 75 か所に支部等を持つ船員災害防止協会からもその趣旨を踏まえたご協力をいただけることとなった。
- 関係団体との連携の一環として、日本内航海運組合総連合会主催セミナーの健康確保に係る講演の中で、講師である船員災害防止協会の方に「船員の健康づくり宣言」について説明していただいた。セミナーは全国 6 か所で開催され、142 名の参加があった。
- 地方運輸局や船員災害防止協会と調整し、当該機関が全国各地で主催する会議（船員災害防止大会や船員安全衛生講習会等）、7 会場において、「船員の健康づくり宣言」についての説明を行った。
- 協会けんぽの各支部（北海道、千葉、東京、神奈川、兵庫、長崎、福岡）を船舶所有者訪問の際に訪問し、「船員の健康づくり宣言」の周知に関して協力を依頼するとともに、船員保険部が船舶所有者を訪問した際等において協会けんぽの宣言事業について紹介するなど、協会けんぽの各支部との連携強化も図った。
- 内航海運の市場構造に着目し（大きく分けて、荷主、運送事業者（オペレーター）、その他の船舶所有者（オーナー）の 3 層の構造になっている）、「船員の健康づくり宣言」の目的や趣旨の理解促進のために、船舶所有者等に関する情報交換を国土交通省と実施し、活用した。
- 船員の健康づくりの重要性や船員保険部の取組内容を広く周知するため、船員保険部、国土交通省海事局、国華産業株式会社の三者で船員の健康づくりに関する鼎談を行い、日本海事新聞に特集記事が掲載された（2024（令和 6）年 3 月 29 日）。
- 水産庁が主催する漁船安全操業推進会議の中で、「船員の健康づくり宣言」に関する説明を実施し、漁業協同組合や漁業従事者等の漁業関係者に向けても広く周知を行った（2023 年 10 月）。
- 船員の健康づくりに取り組む意義やメリット等への理解を船舶所有者に深めていただけるよう、船員保険部の職員が、16 都道府県の船舶所有者 165 社を訪問し「船員の健康づくり宣言」へのエントリー勸奨を行った（2023 年 7～9 月、12～翌年 3 月）。

- より多くの船舶所有者が自社船員の健康状態に関心を寄せていただけるよう、従来の「健康度カルテ」に加えて、小規模の船舶所有者も対象にした「健康度カルテ（簡易版）」を新たに作成するとともに、「船員の健康づくり宣言」に関する記事も掲載し、エントリー増加につながるよう工夫した。また、「船員の健康づくり宣言」エントリー船舶所有者に対しては、健康度カルテに加えて、健康レシピや船内で実施可能な運動等を掲載した「健康情報冊子」も同封した（2023 年 12 月）。なお、健康度カルテを提供した船舶所有者のうち「船員の健康づくり宣言」エントリー済の船舶所有者等を除く 1,647 社を対象に電話によるエントリー勸奨を実施した（2024 年 2 月）。
- 「船員の健康づくり宣言」にエントリーし、優れた健康づくりの取組を実施している船舶所有者 3 社を対象にインタビューを行い、各社の取組を事例として紹介した「健康づくり好事例集」を作成し、エントリー船舶所有者へ提供した（2024 年 3 月）。
- 船員養成校の学生 390 名に対して、「将来、どのような企業に就職したいですか」という質問のアンケートを実施し、その結果、「給与水準が高い」（41%）や「雇用が安定している」（21%）に比べて、「船員の健康や働き方に配慮している」（56%）や「福利厚生が充実している」（43%）のほうが高い結果が得られた。有効求人倍率が 4 倍超と、船員不足が叫ばれているなかで、船員確保のためには健康や働き方に配慮した会社運営も大事であることを船舶所有者に訴えかけ、エントリー数の拡大を図った。なお、当該学生に対しては、「船員の健康づくり宣言」の仕組み及びエントリー済みの船舶所有者を紹介することで、既存のエントリー船舶所有者のメリットとなるよう工夫した。
- 「船員の健康づくり宣言」推進ポスターを新たに制作し、国土交通省海事局や地方運輸局、船員災害防止協会、一般社団法人日本船主協会、一般社団法人日本旅客船協会、日本内航海運組合総連合会にご協力いただき、ポスターを掲示していただいた（2023 年 6 月）。
- 以上のように、国土交通省海事局や船員災害防止協会といった船員の健康づくりを推進する上では欠かせない関係者との連携をさらに深めつつ、協会けんぽ各支部、水産庁といった新たな観点での関係性の構築に着手し、また、船員保険部の職員による船舶所有者訪問や船員災害防止大会における説明の実施、さらには電話勸奨や鼎談記事の掲載、推進ポスターの掲示等、様々な周知・広報を実施した結果、「船員の健康づくり宣言」エントリー船舶所有者は前年度の 2 倍以上の 245 社（船舶所有者全数の 4.4%、被保険者カバー率 18.5%相当）となり、K P I を大幅に上回った。加えて、「船員の健康づくり宣言」の仕組みを通じて初めて健康経営優良法人に認定された船舶所有者が現れたほか、船員健康づくりサポーターの創設や健康度カルテの発行対象拡大、健康情報冊子及び好事例集の提供など、新たな取組も含めて健康づくり支援の拡充に積極的に取り組んだという点も踏まえると、量的及び質的にも顕著な成果が得られていることから、自己評価は「S」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P56～P64）

<船員の健康づくり宣言>

協会では、2023（令和 5）年 4 月に改正船員法施行規則等が施行されることが、船員の健康づくりに対する機運を高める絶好の機会と捉え、

- ・「船員の健康づくり宣言」の中で健康経営優良法人認定を支援できる仕組みの構築
- ・「船員健康づくりサポーター」の創設
- ・「健康度カルテ」（前述）発行対象となる船舶所有者の拡大
- ・内航海運の市場構造に着目し、「船員の健康づくり宣言」の目的や趣旨の理解促進のために、船舶所有者に関する情報交換を国土交通省と実施
- ・船員災害防止実施計画に「国は船員の健康づくり宣言の利用促進を図る」旨を記述いただく働きかけを国土交通省に対して行い、船員災害防止協会との連携も強化
- ・全国各地で開催される船員災害防止大会において「船員の健康づくり宣言」について説明する機会をいただくための調整を船員災害防止協会に対して実施
- ・前述の「船員養成校での健康に関する特別講義の開催」における「将来、どのような企業に就職したいですか」のアンケート実施に向けた調整を海技教育機構に対して実施

等の必要な準備を行った上で積極的にエントリーの拡大を図りました。

エントリー数は 2023 年 3 月末時点で 110 社でしたが、全国各地の船舶所有者への訪問、船員労働安全衛生月間（9 月）に合わせて海事局や船員災害防止協会が主催する船員災害防止大会等での説明、「船員の健康づくり宣言」推進ポスター及びリーフレット（図表 4-41 参照）の作成及び配布、船舶所有者への電話勧奨を実施するなど様々な周知・広報を実施した結果、2024（令和 6）年 3 月末時点でエントリー船舶所有者は前年度の倍以上の 245 社（船舶所有者全数の 4.4%、被保険者カバー率 18.5%相当）となり、K P I（参加船舶所有者数 200 社以上）を大幅に上回ることができました。

なお、2016 年 11 月に運用が始まった経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」については、2024 年 3 月に「健康経営優良法人 2024」として、船員保険加入の船舶所有者から 20 社以上が認定を受けており、そのうち 2 社は「船員の健康づくり宣言」における船員保険部のフォローアップを通じて認定を受けています。初めてのケースであり、徐々にではありますが効果が出てきているものと考えています。

<関係団体と連携した「船員の健康づくり宣言」の推進>

船員保険部では、「船員の健康づくり宣言」を強力に推進するため、2023 年 4 月に改正船員法施行規則等の施行を機に国や関係団体との連携強化を図っていますが、この取組もあり、国土交通大臣が作成する 2024 年度船員災害防止実施計画において、協会が実施する船員の健康づくりの取組を国も連携して推進する旨が 2023 年度に引き続き明記され（図表 4-43 参照）、地方運輸局のほか、全国 75 か所に支部等を持つ船員災害防止協会からもその趣旨を踏まえたご協力をいただいています。このことは、拠点を東京一か所のみで運営している船員保険部にとっては大きな推進力になっています。

2023 年 5 月～7 月には、日本内航海運組合総連合会主催セミナーの健康確保に係る講演の中で、講師である船員災害防止協会の方に「船員の健康づくり宣言」について説明していただきました。セミナーは全国 6 か所で開催され、142 名の参加がありました。

6 月には、「船員の健康づくり宣言」を周知するツールの一つとしてポスター（図表 4-44 参照）を制作し、国土交通省海事局や地方運輸局、船員災害防止協会、一般社団法人日本船主協会、一般社団法人日本旅客船協会、日本内航海運組合総連合会の皆様にご協力いただき、ポスターを掲示していただきました。

7 月～9 月には、地方運輸局や船員災害防止協会が主催する会議（船員災害防止大会や船員安全衛生講習会等）で、「船員の健康づくり宣言」を紹介しました。

9 月～12 月には、船員養成校の学生向けにも「船員の健康づくり宣言」について紹介し、エントリーしている船舶所有者を就職時の参考にさせていただく取組を実施しました。

10 月には、水産庁が主催する漁船安全操業推進会議の中で、「船員の健康づくり宣言」に関する説明を実施し、漁業協同組合や漁業従事者等の漁業関係者に向けても広く周知を行いました。

また、船舶所有者の多くの船員でない方は協会けんぽにも加入していることから 6 月～翌年 3 月にかけて、協会けんぽの各支部（北海道、千葉、東京、神奈川、兵庫、長崎、福岡）を訪問し「船員の健康づくり宣言」の周知に関して協力を依頼するとともに、船員保険部が船舶所有者を訪問した際等において協会けんぽの宣言事業について紹介するなど、協会けんぽの各支部との連携強化も図りました。

<健康づくり好事例集及び健康情報冊子の提供>

「船員の健康づくり宣言」エントリー船舶所有者に対し健康づくりの一助となるよう、2023 年 12 月に健康情報冊子を作成し、船舶所有者ごとの健康度合いがわかる「健康度カルテ」を同封の上送付しました。

また、「船員の健康づくり宣言」にエントリーし、優れた健康づくりの取組を実施している船舶所有者 3 社へインタビューを行い、2024（令和 6）年 3 月に各社の取組を事例として紹介した健康づくり好事例集を作成し、エントリー船舶所有者へ発送しました。

<「船員の健康づくり宣言」に関する鼎談の実施>

2023 年 4 月に改正船員法施行規則等が施行され、船員保険部では、船員の健康確保に向け、各関係者との連携を深め、各種取組を推進しています。船員の健康づくりの重要性や船員保険部の取組内容を広く周知するため、船員保険部、国土交通省海事局、国華産業株式会社の三者で船員の健康づくりに関する鼎談を行い、2024 年 3 月 29 日付の日本海事新聞で特集していただきました。

<船舶所有者訪問及び電話によるエントリー勧奨強化>

船員保険部の職員が、2023 年 7～9 月、12～翌年 3 月に 16 都道府県の船舶所有者 165 社を訪問し、67 の船舶所有者にエントリーいただくことができました。訪問し船舶所有者の

担当者と直接お話をさせていただくことで、船員不足の実態や船員保険部の取組へのご意見を頂戴する等、エントリー以外にも様々な収穫があったと考えています。

また、前述の「健康度カルテ」を送付した船舶所有者 1,647 社に、2024 年 2 月に電話勧奨を行い、30 の船舶所有者にエントリーいただくことができました。

(2) ジェネリック医薬品の使用促進

【事業計画】

- ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けて、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等の広報を実施する。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「後発医薬品の数量シェアを、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

【自己評価】

令和 5 年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和 5 年度自己評価	令和 4 年度最終評価
②ジェネリック医薬品の使用促進	高	高	定量	A	A

【KPI 実績】

KPI	KPI 数値	結果	対計画値
ジェネリック医薬品使用割合（※）を 84%以上とする※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合	84%	86.1%	102.5%

【自己評価の理由】

- 加入者の薬代負担の軽減や船員保険財政の改善につながるジェネリック医薬品の使用を促進するため、ジェネリック医薬品軽減額広報リーフレットの送付、保険証交付時のジェネリック医薬品希望シールの配付を行ったほか、ホームページ を活用してジェネリック医薬品に関する広報を実施した。
- ジェネリック医薬品軽減額広報リーフレットでは、ジェネリック医薬品の使用割合が低い若年層に向けて、ジェネリック医薬品の飲みやすさや価格の安さを強調する等、これまで以上に使用促進を図るため、船員保険の実態を踏まえた工夫を行った。
- ジェネリック医薬品希望シールを保険証交付時に同封して約 37,000 枚 を配付する取組

を行った。

○ 以上により、KPI 達成状況及び困難度を鑑みて、自己評価は「A」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P64～P66）

<ジェネリック医薬品軽減額広報の実施>

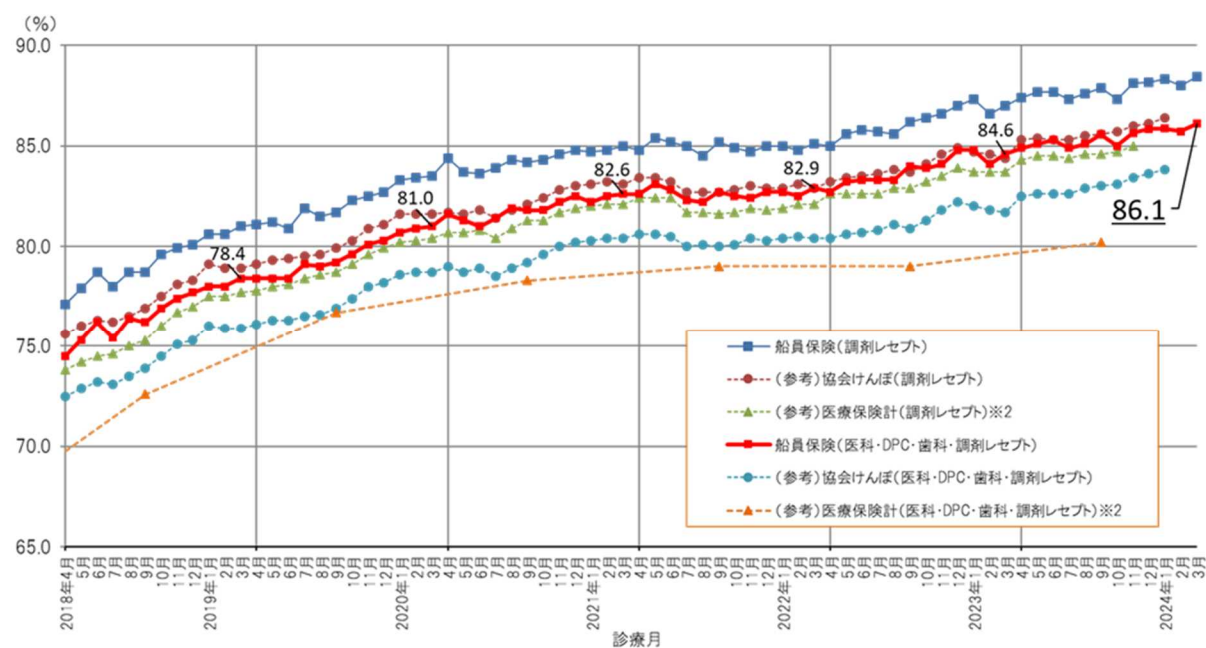
2023 年度のリーフレットでは、ジェネリック医薬品の使用割合が低い若年層に向けて、ジェネリック医薬品の飲みやすさや価格の安さを強調する等、これまで以上に使用促進を図るため、船員保険の実態を踏まえた工夫を行いました。

また、ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼ることができるジェネリック医薬品希望シールを保険証交付時に同封して約 37,000 枚を配付する取組を行いました。

《ジェネリック医薬品軽減額広報リーフレット》



《ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）》



※1. $\frac{〔後発医薬品の数量〕}{〔〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕}$ で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

※2. 「医療保険計(調剤レセプト)」は厚生労働省「調剤医療費(電算処理分)の動向」、「医療保険計(医科・DPC・歯科・調剤レセプト)」は厚生労働省「医薬品価格調査」による。

※3. 後発医薬品の収載月においては、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、後発医薬品割合が低くなることもある。

(3) 情報提供・広報の充実

【事業計画】

- ・ 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。
- ・ 年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。
- ・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ・ ホームページにタイムリーな情報記事や健康づくりに関する動画を掲載するほか、メールマガジンの内容を充実し、利用者をより一層拡大する。
- ・ 船員の健康づくりに船舶所有者と一緒に取り組む船員健康づくりサポーター（仮称）を募集し、船員の健康づくりに関する情報等を浸透させる。
- ・ 船員養成校等のイベントへの参加などを通じ、特に若年層への情報発信を強化する。
- ・ 事務担当者等を対象とした船員保険の事務説明会をオンライン等により開催する。

【自己評価】

令和5年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和5年度自己評価	令和4年度最終評価
③情報提供・広報の充実		高※	定量	B	B

※困難度については、全国健康保険協会の令和5年度業務実績に関する評価の基準（1）⑤に基づき、追加で設定

【KPI 実績】

KPI	KPI 数値	結果	対計画値
メールマガジンの配信数を1,500人以上とする	1,500人	1,247人	83.1%
ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	1,241,586件	1,075,580件	86.6%

【自己評価の理由】

【困難度：高（追加）】

ホームページのアクセス件数の集計については外部事業者の集計ツールを使用しているが、当該集計ツールの仕様が変更となり、異なるブラウザやデバイスを使用してアクセスした場合等であっても同一ユーザーと識別する精度等が向上。従来と比べて3割程度はアクセス数が低く出てしまう仕様となり、これまでのアクセス数との比較が困難となったため、困難度が高い。

- 船員の健康づくりや船員保険制度の概要、利用手続き等について説明したリーフレット「船員保険のご案内」を作成し、協会けんぽ支部の窓口、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所、各地方運輸局等の窓口に設置していただいた。
- 日本年金機構と連携を図り、日本年金機構から船舶所有者に毎月送付する保険料納入告知書に、船員保険制度や実施事業等の様々な情報を盛り込んだチラシ「船員保険丸」を同封し、船舶所有者に時宜を得た情報提供を行った。
- 船員保険の運営状況や決算状況等を記載したパンフレット「船員保険通信」を作成し、すべての被保険者及び船舶所有者に送付した。
- 各関係団体の機関誌等に船員保険の取組に関する広報を掲載した。また、業界紙（日本海事新聞、水産経済新聞）に定期的に広報を掲載した。
- ホームページについては、より多くの最新情報を速やかに加入者へお届けするため、コンテンツを充実させるとともに、制度改正や災害対応等の情報を掲載し、特に、2024（令和 6）年 12 月の保険証廃止を見据えてマイナ保険証利用促進に向けた情報発信を強化した。紙媒体の広報物や封筒等にホームページの二次元コードを表示し、ホームページへ誘導する取組を積極的に展開した。このような取組を実施し、ホームページへのアクセス件数向上に努めたが、2023（令和 5）年度のホームページの総アクセス件数は 1,075,580 件となり、KPI（ホームページのアクセス総件数 1,241,586 件以上）を下回った。これは、アクセス数の集計に使用していた外部事業者のツールが 2023 年度に仕様変更となり、例えば、異なるブラウザやデバイスを使用してアクセスした場合であっても同一ユーザーと識別する精度が向上したこと、ページを離脱して再表示をした場合に従来は表示した分だけ複数回カウントしていたが、変更後は 1 回のみのカウントとなったこと等が大きく影響している。なお、当該ツールは Google 社が開発しており、仕様変更の詳細が公開されていないため推察となるが、外部事業者の調査によると、当該ツールを使用している一般企業のアクセス数は最大 3 割程度減少しており、この減少率を用いて船員保険部の 2023 年度ホームページアクセス件数を推計すると約 135 万件となる。したがって、従来と同一条件下であれば KPI を達成したものと考える。なお、減少率を仮に 2 割とした場合であっても、約 129 万件となり、KPI を達成したものとなる。
- メールマガジンの登録件数の拡大に向けては、船員保険部で使用する封筒や、すべての被保険者及び船舶所有者へ送付する「船員保険通信」等の各種広報媒体にメールマガジン登録フォームに繋がる二次元コードの掲載等を行ったほか、船舶所有者への訪問による「船員の健康づくり宣言」のエントリー勧奨に合わせて登録勧奨を行った。このような取組を実施した結果、2024 年 3 月末現在の配信数は 1,247 人となり、KPI は達成できなかったが、メールマガジンを導入した後（2015（平成 27）年度以降）の対前年度増加数は過去最多という結果

となった。

- 船員の健康づくりを推進するための船舶所有者と船員保険部の架け橋としての役割を担っていただく、「船員健康づくりサポーター」を2023年10月に創設した。船舶所有者へのご案内送付及び電話による登録勧奨、ホームページへの掲載、メールマガジンの配信などにより周知した結果、登録者数は2024年3月末時点で167名と着実に増加している。
- 船舶所有者の事務担当者に向けた事務説明会を開催した。2023年度は、2021年度より引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からZoomを使用したオンライン形式により計4回開催した。東京都内に所在地を有する船舶所有者については、日本年金機構新宿年金事務所と合同で開催した。
- 以上により、達成状況を判定基準に照らし合わせた場合の自己評価は「C」となるが、ホームページのアクセス件数集計ツールの仕様変更という協会の努力では対応できない事柄の影響を受け、目標達成が困難であったことを鑑み、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P66～P72）

<「船員保険のご案内」の作成・配付>

船員の健康づくりや船員保険制度の概要、利用手続き等について説明したリーフレット「船員保険のご案内」を作成し、協会けんぽ支部の窓口、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所、各地方運輸局等の窓口に設置していただきました。

<保険料納入告知書への広報チラシの作成・同封>

日本年金機構から船舶所有者に毎月送付する保険料納入告知書に、船員保険制度や実施事業等の様々な情報を盛り込んだチラシ「船員保険丸」を同封し、船舶所有者に時宜を得た情報提供を行いました。

<「船員保険のしおり」の作成・同封>

保険証と一緒に携行できる大きさの、給付内容等について説明した「船員保険のしおり」を保険証を送付する際に同封しました。

<「船員保険通信」の作成・配付>

船員保険の運営状況や決算状況等を記載したパンフレット「船員保険通信」を毎年度作成しています。2023年度は8月にすべての被保険者及び船舶所有者に送付しました。

<関係団体を通じた広報>

船員保険制度や実施事業等について、各団体の機関誌等に掲載していただきました。また、新聞には定期的に「健診の案内」、「マイナ保険証」、「卒煙プロジェクト」、「船員の健

康づくり宣言」、「船員保険健康アプリ」、「船員手帳健康証明書の写しの提供依頼」について広報を実施したほか、2月には「2024年度保険料率」について広報を実施しました。

《ご協力いただいている関係団体》※50音順

- | | |
|----------------|-----------------|
| ○一般財団法人船員保険会 | ○公益財団法人日本海事広報協会 |
| ○一般社団法人大日本水産会 | ○国土交通省海事局 |
| ○一般社団法人日本船主協会 | ○全日本海員組合 |
| ○一般社団法人日本旅客船協会 | ○日本内航海運組合総連合会 |

<ホームページ>

より多くの最新情報を速やかに加入者へお届けするため、コンテンツを充実させるとともに、制度改正や災害対応等の情報を掲載し随時更新しました。2023年度は紙媒体の広報物や封筒等にホームページの二次元コードを表示し、ホームページへ誘導する取組を積極的に展開しました。特に、2024年12月の保険証廃止を見据えてマイナ保険証利用促進に向けた情報発信を強化しました。特設ページを開設し、マイナ保険証の登録方法や利用するメリットをお伝えしたほか、ホームページのトップ画面のメインビジュアルも変更し、特設ページへの誘導を促しました。また、能登半島地震関連についても、被災者等が常に最新情報を取得できるようホームページを更新しました。

このような取組を実施しホームページへのアクセス件数向上に努めましたが、2023年度のホームページの総アクセス件数は1,075,580件(2,939件/日)と、KPI(ホームページのアクセス総件数1,241,586件以上)を下回りました。これは、集計に使用していた外部事業者のツールが2023年度に仕様変更となり、異なるブラウザやデバイスを使用してアクセスした場合であっても、同一ユーザーと識別する精度が向上したことで、一般的には3割程度はアクセス数が低めになってしまう傾向にあることが原因であり、同一条件下であればKPIは達成したものと考えています。

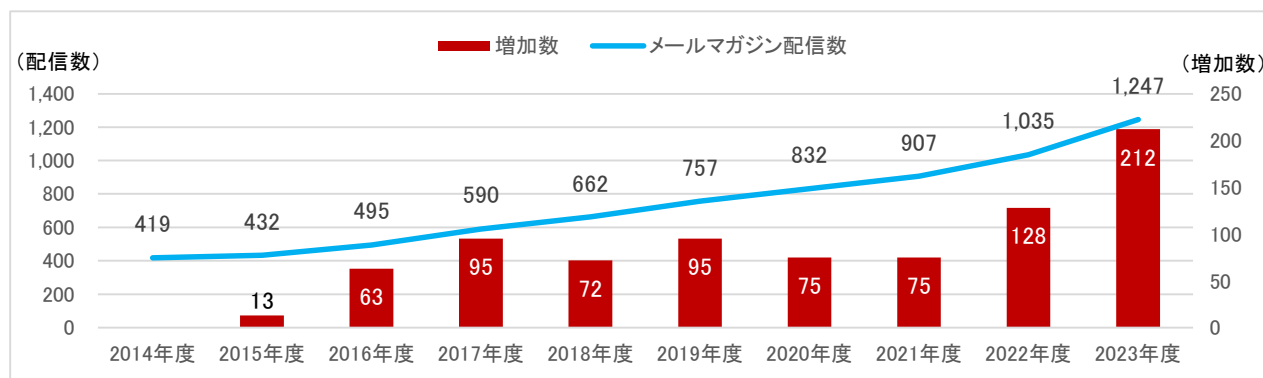
<メールマガジン>

メールマガジンについては、毎月第3営業日を配信日として加入者及び船舶所有者を中心とした登録者に、船員保険の取組、各種事務手続きや健康づくりに関する情報をお届けしました。また、国土交通省海事局と連携し「船員の働き方改革にかかる労働時間規制の見直し及び健康確保」に関する記事を取り上げ、1月以降は毎月「能登半島地震」に関するお知らせを配信したほか、2月には臨時号として「2024年度の保険料率」に関するお知らせを配信しました。

メールマガジンの登録件数の拡大に向けては、船員保険部で使用する封筒や、すべての被保険者及び船舶所有者へ送付する「船員保険通信」等の各種広報媒体にメールマガジン登録フォームに繋がる二次元コードの掲載等を行いました。また、船舶所有者への訪問による「船員の健康づくり宣言」のエントリー勧奨に合わせて、メールマガジンの登録勧奨を行いました。その結果、2024年3月末現在の配信数は1,247人となり、KPI(メール

マガジンの配信数 1,500 人以上）は達成できませんでしたが、メールマガジン導入後（2015（平成 27）年度以降）の増加数については、最も多い結果となりました。

《メールマガジン配信数の推移》



＜船員健康づくりサポーターの創設＞

船員の健康づくりを推進するための船舶所有者と船員保険部の架け橋としての役割を担っていただく、「船員健康づくりサポーター」を 2023 年 10 月に創設しました。「船員健康づくりサポーター」は船舶所有者及び船員保険部と協働して、「船員の健康づくり宣言」を实践するほか「シンプル」「スタンダード」「アクティブ」の 3 つのコースに応じて健康づくり以外にも、船員保険全般にかかる広報等にご協力いただくこととしています。

船舶所有者には、登録案内を送付したほか電話による登録勧奨、ホームページへの掲載、メールマガジンの配信などにより周知した結果、「船員健康づくりサポーター」登録者数は 2024 年 3 月末時点で 167 名となっています。

＜事務説明会の開催＞

船舶所有者の事務担当者に向けた事務説明会を開催しました。

2023 年度は、2021 年度より引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から Zoom を使用したオンライン形式により計 4 回開催しました。

事務説明会の案内は、メールマガジンおよび東京都内に所在地を有する船舶所有者並びに東京都以外の所在地かつ被保険者数 50 名以上の船舶所有者宛に開催案内状をお送りし、参加勧奨を行った結果、延べ 351 人の方に参加していただきました。

東京都内に所在地を有する船舶所有者（新宿年金事務所管轄）については、日本年金機構新宿年金事務所と合同で開催しました。

(4) 調査・研究の推進

【事業計画】

- ・ 船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診結果等を用いて分析を進める。
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、生涯を通じた歯科健診を推進するとされたことを踏まえ、船員の歯・口腔の状況を把握するための基礎分析を実施する。
- ・ 加入者の実態やニーズ等を把握するためのアンケートを実施する。

【自己評価】

令和 5 年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和 5 年度自己評価	令和 4 年度最終評価
④調査・研究の推進		高※	定性	S	B

※困難度については、全国健康保険協会の令和 5 年度業務実績に関する評価の基準（1）⑤に基づき、追加で設定

【自己評価の理由】

【困難度：高（追加）】

保険者として前例が殆どないと思われる加入者の「歯や口腔に関する疾患の重症度等」の分析を実施し、その結果を踏まえて速やかに事業化まで進めるためには、分析内容や手法、事業化までの関係者との合意形成や調達準備等、進め方を含め精緻な検討が必要であることが取組を進める過程で判明し、困難度は高い。

また、アンケートに関しては、船員保険の枠組みを超え、国土交通省の船員の健康確保に関する施策内容や船員の労働環境も含めて幅広い観点を取り入れることで、健康づくりとの関係性も絡めた約 190 問にも及ぶ設問を整理する必要があると判明したこと、一方で、対象者である船員は長期乗船を基本とするため自宅を不在にしている可能性が高く、回収率を確保するためには、送付対象者一人当たりの設問を減らすことで回答提出に対する負担を減らす必要があり、アンケートのバージョンを増やしつつ、送付対象者を追加する必要があると判明したことから、困難度は高い。

（参考）4 年前の前回調査では、アンケートのバージョンは 3 種類で合計約 100 問の設問だったが、今回アンケートは 4 種類で合計約 190 問に及ぶ設問となった。

<船員の歯・口腔の状況を把握するための基礎分析>

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針 2022）」において生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）について明記されたことなどを踏まえ、2022（令和 4）年度に船員の歯科受診状況等の簡易分析（以下、「簡易分析」という。）を実施し、その結果、船員保険被保険者（船員）は他の健康保険の平均と比較して、歯科受診率が低い傾向にあるこ

とや、咀嚼状況がよくない傾向にあることを明らかにした。

- 2023（令和 5）年度は、簡易分析結果から「船員は乗船スケジュール等の関係で満足に歯科受診できないこと等により重症化しているのではないか」という仮説を立て、船員の歯・口腔の状況を把握するための基礎分析（以下、「基礎分析」という。）を実施した。
- その結果、船員保険加入者は他の健康保険の平均と比べて、「歯科医療費・受診率が低い」、「う蝕（虫歯）・歯周疾患ともに重症化率が高い」、「咀嚼状況で、噛めない・ほとんど噛めないと回答した者の割合が高い」といったことが明らかになった。さらに、う蝕（虫歯）・歯周疾患について船舶種別でみると、汽船と比べて漁船の方がより重症化率が高いことも明らかにした。
- 上記分析結果を踏まえると、船員保険加入者はう蝕（虫歯）及び歯周疾患が重症化した後に歯科受診している可能性が高いことから、重症化予防が必要であり、まずは自身の歯・口腔の状況に関心を持ち、普段からセルフケアを行っていくことや必要に応じて早期に歯科受診いただくことが陸上勤務者以上に重要となってくると考えおり、2024（令和 6）年度は、「船員デンタルケアキットの提供」や、「歯の健康に関する出前健康講座の実施」といった新しい施策を実施し、国交省や水産庁等の関係省庁や関係機関と連携しながら、加入者の歯・口腔の健康づくりに取り組んでいく。
- なお、これらの分析結果については、厚生労働省医政局歯科保健課や日本歯科医師会にも共有するとともに、「船員デンタルケアキットの提供」の開始と合わせ 2024 年 6 月にプレスリリースし、日本海事新聞や水産経済新聞等で報道されたところである。

<船員保険（健康づくり等）に関する意識調査>

- 加入者及び船舶所有者への健康づくり支援等の取組をより効果的に実施するための意識調査を 4 年ぶりに行った。4 年前の調査では、主に船員保険部が実施している業務の認知度を調査する内容だったが、今回の調査では、国土交通省海事局や内航海運組合総連合会と意見交換を行った上で、新たに船員の過不足状況や、船員自身の待遇・労働環境の満足度、時間外労働等の実態、船員の健康づくりを進める上での阻害要因、歯の健康等についても把握できる内容とした。
- 船舶所有者、被保険者、被扶養者、合わせて 30,264 件に調査票を発送し、統計的に十分に信頼できる 10,788 票の回答を得た。回答率は前回調査より大幅に向上したが、これは、労働環境まで踏み込んだ調査内容に見直したことや、船員の健康づくりの機運も高まってきたことに加え、設問の増加による回答者の負担の増加をアンケートのバージョンを増やすことで回避した工夫等が要因であると考えている。

- 調査結果からは、健康づくりに関する意識が向上してきていることがわかったが、船員の健康管理は個人に任せており、船員の健康管理をするという意識が希薄な船舶所有者も存在するという課題も確認した。一方で、勤め先が健康づくりに取り組んでいる場合は勤め先に対する総合満足度が上がることも明らかになっていることから、課題解決に向け引き続き船舶所有者への訪問や広報等を実施し、船員の健康づくりの重要性を発信していく。
- また、労働環境まで踏み込んだ今回調査については、その内容や回答率の高さから関係省庁や関係団体も強い関心を持っており、その内容や結果について共有し、海運、漁業業界や船員保険の様々な施策に活かしていく。
- なお、これらの調査結果については、概要版等にとりまとめた上で、2024年5月にプレスリリースし、日本海事新聞や水産経済新聞等で報道されたところである。
- 以上により、船員の歯・口腔の状況を把握するための基礎分析を実施し、船員はう蝕（虫歯）・歯周疾患ともに重症化率が高いこと等を明らかにした上で、2024年度の「船員デンタルケアキットの提供」や「歯の健康に関する出前健康講座の実施」といった新たな施策に結び付けた。また、船員（健康づくり等）に関する意識調査については、国土交通省海事局や内航海運組合総連合会との調整を図ったうえで調査内容を決定したことで、健康づくりのみではなく労働環境まで把握し、海運、漁業業界や船員保険といった船員を取り巻く様々な施策に活用できる調査結果をとりまとめた。このように、関係者と協働しつつ、船員保険事業に活かすことができる調査・研究を実施し、目標の水準を十分上回る成果をあげており、また困難度も加味して、自己評価は「S」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P72～P75）

<船員の歯・口腔の状況を把握するための基礎分析>

「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針 2022）」において生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）について明記されたことなどを踏まえ、2022年度に船員の歯科受診状況等の簡易分析（以下、「簡易分析」という。）を実施し、その結果、船員保険被保険者（船員）は他の健康保険の平均と比較して、歯科受診率が低い傾向にあることや、咀嚼状況がよくない傾向にあることがわかりました。

加えて、簡易分析結果から、船員は乗船スケジュール等の関係で満足に歯科受診できないこと等により重症化しているのではないかという仮説のもと、2023年度は船員の歯・口腔の状況を把握するための基礎分析（以下、「基礎分析」という。）を実施しました。

基礎分析では、主に2022年度のレセプトデータ及び健診結果データから、歯科に係る医療費・受診率、う蝕（虫歯）・歯周疾患の重症化率を軸に分析を実施しました。その結果、船員保険加入者は他の健康保険の平均と比べて、「歯科医療費・受診率が低い」、「う蝕（虫歯）・歯周疾患ともに重症化率が高い」、「咀嚼状況で、噛めない・ほとんど噛めないと回答した者の割合が高い」といったことが明らかになりました。さらに、う蝕（虫歯）・歯周疾

患について船舶種別でみると、汽船と比べて漁船の方がより重症化率が高いことも明らかになりました。

このような分析結果を踏まえると、船員保険加入者はう蝕（虫歯）及び歯周疾患が重症化した後に歯科受診している可能性が高いことから、重症化予防が必要であり、まずは自身の歯・口腔の状況に関心を持ち、普段からセルフケアを行っていくことや必要に応じて早期に歯科受診いただくことが陸上勤務者以上に重要となってくると考えています。2024（令和6）年度は、「船員デンタルケアキットの提供」や、「歯の健康に関する出前健康講座の実施」といった新しい施策を実施し、関係省庁や関係機関と連携しながら、加入者の歯・口腔の健康づくりに取り組んでいきます。

<船員保険（健康づくり等）に関する意識調査>

加入者及び船舶所有者への健康づくり支援等の取組をより効果的に実施するための意識調査を4年ぶりに行いました。

4年前の前回調査では、主に船員保険部が実施している業務の認知度を調査する内容でしたが、今回調査では、国土交通省海事局や内航海運組合総連合会からご意見をいただいた上で、新たに船員の過不足状況や、船員自身の待遇・労働環境の満足度、時間外労働等の実態、船員の健康づくりを進める上での阻害要因、歯の健康等についても把握できる内容としました。

調査期間は2024年2月2日～2月22日で、船舶所有者、被保険者、被扶養者、合わせて30,264件に調査票を発送し、10,788票の回答がありました。労働環境まで踏み込んだ調査内容に見直したことや、船員の健康づくりの機運も高まってきたことから、回答率は前回調査より大幅に向上したと考えています。

今回の調査結果から、健康づくりに関する意識が向上してきていることがわかりましたが、船員の健康管理は個人に任せており、船員の健康管理をするという意識が希薄な船舶所有者も一定程度存在するという課題も確認しています。一方で、勤め先が健康づくりに取り組んでいる場合は勤め先に対する総合満足度が上がることも明らかになっていることから、課題解決に向け引き続き船舶所有者への訪問や広報等を実施し、船員の健康づくりの重要性を発信していきます。

また、労働環境まで踏み込んだ今回調査の内容については、関係省庁や関係団体も強い関心を持っており、その内容や結果について共有し、海運、漁業業界や船員保険の様々な施策に活かしていきたいと考えています。

《船員保険（健康づくり等）に関する意識調査概要》

対象者 および 回収率等	船舶所有者		被保険者				被扶養者	
	対象	3,764(※)	対象	健康づくり版、健診版 各10,000		対象	6,500	
	有効回収数	2,339	有効回収数	健康づくり版	2,760	有効回収数	2,840	
				健診版	2,849			
有効回収率	62.1% (前回比:9.4%↑)	有効回収率	健康づくり版	27.6% (前回実施なし)	有効回収率	43.7% (前回比:12.3%↑)		
			健診版	28.5% (前回比:8.3%↑)				
調査項目	①船員数の状況について ②生活習慣病予防健診について ③健康証明書の写しの提供について ④特定保健指導について ⑤健康確保に関する取り組みについて ⑥船員の健康づくりの取り組みについて ⑦船員の健康づくり宣言について ⑧禁煙プログラムについて ⑨広報について		健康 づ く り 版	①待遇・環境について ②食事について ③労働実態について ④休暇について ⑤健康確保に関する取り組みについて ⑥健康への取り組みについて		①特定健康診査の受診について ②生活習慣病予防健診の受診について ③特定保健指導について ④健康への取り組みについて ⑤禁煙について ⑥広報について		
			健 診 版	①生活習慣病予防健診について ②健康証明書の写しの提供について ③特定保健指導について ④禁煙について ⑤歯の健康について ⑥広報について				

※船舶所有者は被保険者0の船舶所有者は発送対象から除外しています。

※船舶所有者、被保険者、被扶養者とも令和6年能登半島地震の被災4県は発送対象から除外しています。